

北高等学校長等との間に行われました話し合いにおきまして、学校側は合否判定のやり直しに對しましては、やり直しができないという態度で回答をしたという報告を受けております。その後二十四日も話し合いが持たれたということでございまが、同じように合否判定のやり直しはできない、不合格の生徒の進路指導につきましては、関係者においてさらに努力をするという旨の回答を行ったという報告を受けております。

○山原委員 この問題は二十日に合格者の発表がなされました、これは公立高等学校、普通高等学校六校だそうですが、それが午後発表されまして、それに不満ということで午後四時から二十一日の午前二時半過ぎまで、塙口総合センターで二百人くらいの人が集まりまして、この高校長を呼ぶ、さらには四校の高校长、これは合否判定の委員のようですが、それも全部夜中に呼び集められて、そして合否判定のやり直しが迫られるわけですが、それには市内の中学校の校長さんも一部の先生方も出て、高等学校側にその合否判定のやり直しを迫るという長時間かけての交渉が持たれるわけですね。それからまた引き続いて二十四日には午後二時から午後九時までやられる。いわば合否判定についてのやり直しを迫るということで、これも私はかなり異常なことだと思っているんですよ。というのは、私どもは、中学校における子供たちが本当に教科を理解できるような教育を保障していくためには努力しなければなりません。同時に、高等学校を希望する者は全員入学制度を打ち立てていくべきだというのが私たちの主張で、そういう点でみんなが努力をしていくと、とえは昔は補欠入学というのがありました。旧制

の中学校を受けまして、そして合格者が発表になつて、補欠が二、三名ある。その二、三名の補欠になつて入つた私どもの友人ですが、旧制の中学校は五年間でしたか、五年間も全くいやな思いをして、早く済めばいいという気持ちで過ごしたということをしみじみ最後に述懐しているのです。特別に、しかも無理をして入れた子供が、大人の考え方でなくして、子供の立場から見たときに、三年間の高等学校生活というのは一体どうなんか。これを考えますと、私はもっと深く考えなければならぬものがあると思うのですよ。だから梓外で入学させるということなど私は検討する必要があると思います。

それからまた、この際に申し上げておきますけれども、中学校側としても高等学校へ受けた子供を入れたいという気持ちは、これは当然わかるわけです。わかりますけれども、いま局長が御答弁になりましたが、兵庫県にある入学要綱の三百十一項というのは、私は全国に例がないやり方だと思つています。そしてその中で、どうしてもとつてもらしいといふことでいろいろな工作をなされたり、ときには集団交渉が行われたりするわけですけれども、たとえばいまお話をあつたように、合否の判定はもうすでに決まつておるんだから、これを変えるわけにはいかぬということです。二十四日の午後九時に終わつたと言いますけれども、いまうわざとして出ておりますのは、その子供をどうするか。それは裏約束があつて、その子供を一たん私立の学校に入れて、そして私立の学校から一定の時期に北高の校長の裁量によつてしまつたこの子供を尼崎北高に入れるという、そういううわざが流れているのです。これはその子供自身にとっても大変なことだと思うのですよ。表面づらへんと言つていますけれども、裏では進路については考えますというようなことで、これは本当に子供をもてあそぶやり方だと思うのです。

それからまた中学校の校長先生から尼崎北高校に対する文書が出てします。これは三月十六日でございますが、尼崎の塙口中学校の校長先生から尼崎北高校の校長先生に出された文書でございますと「要求したいわゆる三百十一項の適用の子供さん三名全員を合否判定委員会で合格せしめるため、貴校職員会に提案される資料として、昨夜三月十五日この集会に参加した教師団の決議により次のことを補足説明します。」とありますて、幾つかの項目があるのです。それを見ますと、こと申しあげるのもどうかと思いますので、たとえば三人の生徒の学力については「高校入学した生徒が、高校教育課程を修得するに必要な学力を中学校で保障しなければならない。しかしに三人について本校での取り組みにもかかわらず、まだ不十分な分野が多い。そこでこれらの生徒に対してはだれぞれ、数学についてははだれぞれ、数学書きまして、その後でAという生徒に対しては、高等学校に入学した後におきましても英語についてははだれぞれ、数学については、Bという子供については英語についてははだれぞれ、数学だれぞれ、国語だれぞれ、社会だれぞれ、理科だれぞれ。それからCという子供については、英語はだれ、数学はだれ、国語はだれと、これは中学校の先生がそういうふうに割り当てをされまして、そして高等学校へ入った後でもこの子供のこと、彼らの教科については見ていきます、だからこの子供たちを入れてください、こういうふうになつて、いるわけです。このような文書を見ますとかなり異常な状態です。中学校の先生がまた高等学校へ入学した子供の世話をまで——もちろん子供の将来について行く先を中学校の先生が見ていくといふことは必要なことです。これはだれでもやることです。しかし教科についてまでその世話を見ていく、あるいは定期試験が終わった後には必ずその子供を訪問して中学校の先生が見ていく、高等学校に入学した子供ですから、それは高等学校で責任を持たなければならぬのが、中学校の先生が

がまだ将来にわたって見ていく。そういう結果まで文書を出して入学をさせよということになりますと、これはかなり異常な状態でございまして、ここらに兵庫県の県教育委員会の態度の問題題が聞きませんけれども、こういういわゆる枠外で入学さすことが適切なものなのか、あるいは子供の立場に立って考えた場合に、そういう無理が生じていくということが果たして子供の将来にとっていいことなのかどうか。私はこれは教育的な立場で見解を伺っておきたいのです。

○永井国務大臣 ただいま山原先生の御指摘の問題でございますが、高等学校の入学者選抜についての責任を持ちますのは高等学校側でござりますから、そして兵庫県の要綱を見ましても判定の仕方についての明確な基準というものがやはりあるわけですから、それは初中局長から申し上げたところですが、やはりその明確な基準とのに基づいて合否を決定する。そうして決定したものを他の者が左右してはならないというのは当然のことであると考えております。

なお、中学校長から文書が送られまして、そしていま御指摘がありましたような、高校に進学した後にもいろいろな学科の分担といふうなものを考えて中学の方で教育をするというふうに書いておりますのは、これは中学校の方が公正な入学者選抜に對して影響を与えると誤解されるような行動であると考えますので、そうした行動といふものは高校の公正な合否の決定というものを好ましくないと考えております。

○山原委員 この問題はこれ以上申し上げません。本当に何といっても幼い子供たちの問題でございまして、やはり教育的な立場で物事を考え強要してやるという性質のものではないと思いますので、その点は適切な指導や助言が必要だと思っています。

次に、国立学校設置法に関しまして、最初に、筑波大学におきました、実はこれも少し驚いたのですが、本当に何といつても幼い子供たちの問題でございまして、やはり教育的な立場で物事を考え強要してやるという性質のものではないと思いますので、その点は適切な指導や助言が必要だと思っています。

卷之三

ですが、採用候補者推薦書というのが出ておりまして。これはこういう一枚の紙ですけれども、筑波大学に教官として勤める場合、筑波大学長に対して、推薦責任者、所属・官職、氏名、そして捺印をしまして、採用候補者推薦書、こうなりまして、「某君は筑波大学の建学精神に賛同する者であることを保証して推薦します。なお、同人が本学職員となって万一これに反する行動があったときは、小職が責任をもって措置します。」大学教官の採用に当たってこういう文書で採用するということは私は例を見たことがないわけですが、この事実を大学局長御存じでしょうか。

学の精神というのは一体何だろうと考えてみますと、学則やあるいは学生規則その他読みましても、そういうものはございません。またこの委員会で筑波大学論議がなされましたときも、東京教育大学の発展あるとかいろいろなことが言われたわけですが、そういうことも大変明確、あいまいなものですね。しかも、そんなあいまいな建学の精神に反する行動をとった場合は、小職が責任をもって措置します。個人的に大学の教官の出処進退を推薦した小職という個人がやるということなど、これはまさに他の国公立の学校にはないことでございまして、採用の条件としてこれが行われたとすれば、これは全く違法行為だと私は思うのです。そういう立場で指導されたわけでしょ

た現実に筑波大学としては本当にその辺がスムーズにいっておるのか、そういう考え方の残りかすがあるのじゃないかということを私は心配します。この文書を文部省として大変不適切であると決め、また筑波大学そのものもこれを廢棄した以上は、こういう考え方そのものも改善すべきだた私は思うのです。

機としてという意味合いを本当に両大学で生かしてほしいということを私どもとしましては強く要望をし、ただいま申し上げましたように何とか円滑な移行が行われるように期待をしておる、こういう態度でございます。

○山原委員 文部省の態度はわかりました。これは国会の答弁でもそうなっています。この委員会は

そこで次の問題として、東京教育大学の教官が筑波大学に移転を希望する場合には、採用を認めるというふうに筑波大学法案の審議に当たって木田大学局長も御答弁になつたと思いますが、この態度は変わっておりませんか。

○井内政府委員 筑波大学が東京教育大学の統合多云々と契約をして、専門で別設立しておるが、筑波大学に移転を希望する場合には、採用を認めると、筑波大学法案の審議に当たつて木田大学局長も御答弁になつたと思ひますが、この態度は変わっておりませんか。

に所属している委員の間からも何回か質問が出されまして、議事録を見たのですが、その中で一番明確に出ておりますのは、公明党の高橋先生に答弁された木田学術局長の答弁でありますて、その態度は変わっていないということがわかりましたので、そのことはおきたいと思います。

参考資料の一つとして、任用時にかかるべき教官からの採用候補者推薦書を提出させているというふうなことを私どもも聞きましたので、この問題に対しましては、このような措置は教官の採用に当たりましては適当ではないという旨を同大学に文部省としても伝えまして、昭和四十九年十二月二十日の人事委員会におきまして、これを廃止することを筑波大学としても決定をした、こういう経緯に相なっております。

に閉かれました人事委員会で、ただいま先生御指
摘の書式による推薦書の提出を決定をしておつた
ようでござります。文部省の方でこのことを聞き
及びましたのが十一月だったものですから、ただ
いま申し上げましたように、大学にこれは適当で
ないという趣旨を伝え、大学の方におきまして
も、十二月二十日の人事委員会におきましてこれ
を廃止することを決定した、こういう経緯に相
なっております。

○山原委員 文部省の指導によつて廃止をされた
ということをお聞きしまして、それは当然のこと
だと思うのです。たとえば、もう廃止されたもの
ですけれども、ここに筑波大学の一つの性格があ
らわれているのじゃないかと私は思ったのです。
たとえば建学の精神とは一体何か、筑波大学の建

のよな文書による推薦書といふものにつきましては、先ほど申し上げましたように十二月二十日人事委員会で廃止を決定したというふうに私は報告を聞いておりますので、ないと思ひます。

○山原委員 大学の教官の採用は、御承知のように教授会で行われるわけですし、筑波の場合はちょっと形式が違いまして、人事委員会の議に基づき評議会が決議し、学長が決める、こうなつているわけですね。やはり筑波大学ができた以上は、その制度は制度として活用しないと、他の者が入ってきて推薦して入れるとか、それに対して出處進退の責任まで持つとかいうことになると、これは大変なことですし、またそういう推薦をしてくれる人がないということで採用ができないということになつても大変な問題でありますし、ま

おにぎりを買ひて、車で走らせて貰ひたところを、車が止まってしまったことをとり進めるべきである。この見解はさきに奥野大臣、木田局長からお答えした基本線で文部省は対処いたしております。

なお、両大学は、法制的には一応国立大学として別の大連として構成されておりますので、転任等に当たりまして所定の手続を要することはもとよりございますが、文部省としましては、両大学の協議により、筑波大学への円滑な移行が行われるよう期待しておるところでございま

筑波大学の方に副学長等すでに移つておられる教官の方々もおられます。で、東京教育大学の文学部の方の人事の問題といたしまして、東京教育大学文学部自体の教授、助教授への昇格の問題と申しましようか、教育大学文学部内部の方の人事でいまいろいろと停滞がある、こういうふうに私ども聞いておりますが、その点は筑波大学の方に東京教育大学の文学部の方から計画に基づき必要な教官は移つておられると思います。

○山原委員 東京教育大学の文学部は、御承知のように筑波大学の問題については一定の見解と意見を持っておりました。しかし、かつて筑波大学に反対をしておられた方でも現在、私のお聞きしましたところでは、十名ほどの方が筑波へ移転を希望しておられるということあります。それか

○山原委員 文部省の指導によつて廃止をされた

するわけですね やはり筑波大学ができた以上
は、その制度は制度として活用しないと、他の者

行われるよう期待しておるとこでござります。

○山原委員 東京教育大学の文学部は、御承知の教官は移っておられると思います。

第一類第六号 文教委員會議錄第六号 昭和五十年三月二十六日

ら現実の問題として、何か賛成派の——まあいきさつがあるわけですか、大学が新たに契機として変質とか転進をする場合、問題が起くるのは当然のことでありまして、それを、この長い経緯の中で賛成派の人だけが筑波大学に入つて、反対派の人には声もかけないというようなことでは、これは国会答弁の趣旨とは異なつてしまります。だからその辺は、文学部の中にいろいろ問題があるというお話をされども、その辺のスムーズな歩みというものはですね、これは確保していくべきだと思うのですが、それはできますか。

○永井國務大臣 ただいま大学局長が申し上げましたように、筑波大学は東京教育大学の移転といふものを契機として、さらに総合的に計画されつくられたものであります。したがいまして、文部省も含めまして東京教育大学から筑波大学への転任希望教官が筑波に移られるということを前提として計画されたものと私は理解いたしております。

そこでこれから進め方でありますと、法制上二つの大学が別の大学になつておりますから、そういう転任に当たりまして所定の手続を経ていくことは当然でありますと、前提が転任するということで計画されたものでありますから、文部省といたしましては、両大学が協議を進めながら、転任を希望される方々が筑波大学に行くことができるように事態が動いていくということを期待いたしております。

○山原委員 大学局長に聞きますが、助手の方が、これは私の聞いたところですけれども、三名の方が希望されておるけれども断られたというふうに聞いているわけですが、そういう事実はありますか。

○井内政府委員 個々具体的の問題につきましては、ちょっと私ども聞いておりませんので……。

○山原委員 大学局長のお話に先ほどちょっと出ましたが、東京教育大学におきまして現在教授となる人が十七名、助教授になる人が五名、計二十二名いると聞いております。学長が上申手続を

とつておらないわけですが、いわば学長が上申手続をとれば、通例なら文部省は機械的にこれを発令するということですけれども、二十二名というかなりの数の方がそのままに残されています。これは鳴崎議員からの質問もありましたが、その当時は文学部は手続が整っていないので上申ができるないというふうな話を聞いたようだと思っています。学部としてもとっているようでして、それでも上申をしないというのは一体どういうことなのかということです。どうでしよう。

○井内政府委員 先ほどもちょっと申し上げた点でございますが、東京教育大学の文学部の教員人事につきましては、教育大学長から四十九年四月三十日に森岡助教授外四名の承認につきまして上申があり、この方々につきましては、五月一日付で文部省として発令をいたしました。^{また同年十月二十四日上申のあった助手の助教授}教員人事につきましても、同月二十五日に助教授承認発令をいたところでございます。

しかし、ただいま先生御指摘のように、文学部教員の承認案件につきまして、二十人余の方につきまして、私どもの聞いておりますところでは、評議会におきまする学内調整と申しますか、それがまだ最終に至っていないということで、文部省に対する上申がされるに至っておりません。

このことにつきましては、そのような状況につきまして、東京教育大学の方から私ども事情も直接承る機会もございましたが、東京教育大学に對しまして、円滑に調整が進むように文部省としても助言をしておるところでございまして、同大学から正式に上申があれば発令をする所存でございます。評議会でいまなお調整をしておるといふうに、私ども報告を受けておるところでございます。

学生諸君の、これは一期生でございますが、新聞に出しておる投書がかなり出ておりまして、それを見ますと、大学に対する最初の期待と違つた、いわゆる全体的な不満といいますか、そういうものが表明されているわけですね。たとえば寮の問題が一番大きく出ておると思います。寮は全寮で、入学すればはいれるというふうに期待をしてきたところが、寮にはいれない。あるいは食堂の食事も非常に高い。それから、全体として手紙が開封されているらしいということも書かれております。まさかと思いますけれども、たとえばサークル等に来る手紙が開封されているのじゃないか、ということも学生が書いているわけですね。それから、まるで韓国並みだという言葉もこの新聞の中には出てくるわけでして、実態は、中へ入ってつぶさには調査しているわけではありませんが、しかし、こういう学生の声が早くも出てくるということに対しても、私ども大きな懸念を持っているわけですが、これらのことについては御検討になつたことがありますか。

○井内政府委員 ただいま幾つかの点をお話しさざいましたが、特に新聞紙上等にも出来ました学寮の問題につきましては、文部省といたしましても事情をつまびらかにいたしておりませんのでしたので、大学の方の関係者を招致しましたとして、その経過を聞き、文部省としての考え方も大学に伝えまして、善処をさせておるとこでございますが、それ以外の点につきましては、私どもちょっとよく存じておりません。

それで、学寮問題につきましては、学生募集要項におきまして、筑波は御案内のように全般の住居状況等が余りよろしくございませんし、四十九年入学生については、希望者は寮にはいれるのだということが出ておったということは、先生御指摘のとおりでございます。なお、学生便覧の方には、四十九年度についてはとあることがあつたようでございます。しかし、その辺は、学生の受け取り方も、やはり筑波の事情もござりますし、学生の方では、希望すればずっと寮におれるのだろう

うという期待を持ったようでございます。それで問題は、昨年の十月十六日に大学の方で入居者に対しまする選考基準の方針を作成して公示した上でござります。その際に、通学可能な一時間半以内の者は入居ができる、あるいは在学期間のうち通算二年を超える者は入居できないとか、そういういろいろな方針がそこで決まって学生の方に示されたようでございまして、これに対しまして、現在筑波大学に入つており入寮しておる学生たちから、それではやはり困るというふうないろいろな意見が出、大学側と学生側との話し合いも行われたようでございますが、その間、文部省といたしましても、大学の関係者を招致いたしまして、この辺を、全般を一体どういうふうに考えるべきかということで協議をいたしましたのですが、それで、結論といたしましては、四十九年度の入学者のためには、開学当初でもあり、入学定員七百四十人全員が入居できる施設を建設して入居せしめておるところでございますが、五十年度におきましては、学生の八七%、これは一回生、二回生含めまして八七%、約千七百人が入居できるよう、現在九百六十人分の寮の建設を急いでおり、近く完工し、新入生が入学するまでには間に合う見通しがいまついたようでござります。そして、筑波大学としましては、五十年度において学生宿舎に入居を希望する者の大部分は入居できるという見通しを一応持っておりますが、なお希望者が収容数を上回った場合には周辺の市町村等の協力を得るよう、ただいま大学の方で努力をしておるなどの選考基準を設けて入居者を選考する方針をとつております。なお、筑波大学におきましては、地理不案内な新入生につきましては、学生宿舎に入居を希望する学生をできる限り入居させるなどの選考基準を設けて入居者を選びます。それはもう入居できないというような措置はとらない方向でいま検討いたしております。文部省としましても、この五十年春の受け入れの状況はただいま申し上げましたようなことで、九百六十人分の寄宿舎の建設が間もなく完工

いたしますので、それに引き続きまして、筑波学園都市周辺の住居状況というようなものが今後一体どこまで大学が確保できるかとか、そういうような状況も流動的でございますので、その辺もよく勘案しながら五十年以降の問題にも対処していくではないかということにただいまいたしておりますところでござります。

○山原委員　寮の問題が学生の最初の期待と非常によく違つてゐるので、今度は新しい一年生が入るところ、それを入れるとなると二年生がまた飛び出するというような、あるいは二年生を全部入れると一年生こしわ寄せがいくつというような問題もありま

それから、職員の方たちの状態を聞いてみます
ですね。そういうようなところからも不満が起こつ
ておると思います。

と、いわゆる公務員宿舎が間に合わないために、昨年は七月まで通つて、そして八月に引っ越しをしなければならぬとか、本年も恐らく二、三ヶ月通わなければならぬじゃないか、私の見方では、また七月ごろまでは通わなければならぬのじゃないかという感じがしているわけです。たとえば用務員の人なんかは、これはもう大変なことで、通い切れないわけですね。上野から学校へ行くまで大体二時間かかるというのです。そして上野までが平均して大体一時間以上かかるておりますから、三時間ぐらいかかるわけですね。

それから通勤手当にしましても、現在通勤手当は最高九千円ですが、上野—土浦間の定期が九千円ですから、家から上野までと、それから土浦からバスに乗って学校へ行くまで、この間は全部自腹で行かなければならぬということが続いているようです。

それから、筑波研究学園都市の状態を見ましても相当問題がありまして、どういう学園都市ができるのかと、いう構想がまだはつきりしないわけですね。途中から突然農林省なら農林省の研究機関が、いままで予定されていないものがぱっと入りてくる、それに対しても土地をつくらなければ

とで、天気のよい日はもうもうたる土煙が出ると
いう状態なんですね。だから、私は、せっかくで
きた筑波大学というものに対し、やはりアフタ
ーケアといいますか、やはりつくった以上はよい
ものをつくるということも必要だと思いますし、
そういう点で研究学園都市を含めまして、筑波の
問題につきましては、委員長にお願いしたいので
すが、委員会としても、一定の時期を見て、筑波
全体の状態がどういうふうになっているのかとい
うような調査といいますか、そういうこともやっ
ていただきたいと思うのですが、委員長、その点
どうでしょうか。

○久保田委員長 理事会で相談いたしました。

○山原委員 次に、各大学におきまして学部長の
選出が行われるわけですが、この学部長の発令の
期日が、学部長の選出が終わってから非常に長い
期間を要しております。たとえば山口大学経済学
部の場合には、文部省からいただいた資料を見まし
ても、一年八ヵ月ぐらいたって、その間、学部長
は事務取扱いということで一年八ヵ月もそのまま放
置されて、学部長は選出されているにかかわらず
それが発令されないと、どうのような事態が起こって
います。宮崎大学の工学部は六ヵ月です。こうい
う状態がございます。その理由としては、学部長
の選考過程に教育公務員特例法上の疑義があり、
大学との調整に期間を要したため、こういうふう
に理由を書いてあります。こういうことがいい
だろうかということですね。これについてどうい
う疑義があるのか、伺っておきたいのです。

○清水政府委員 ただいまの点でございますが、
御承知のとおり学長、部局長、教員の任用につき
ましては、教育公務員特例法で大学の自治の觀点
から所定の規定が設けられておるところでござい
ます。任命権者としましては、大学からの申し出
に基づきましてそのとおり発令をするというのが
法のたてまえでございまして、それをするのが原
則でございますし、さよう運用しておる次第でご
ざいます。

ただ、ただいま御指摘がございましたような事

例の学部長のことにつきまして、御承知のとおり教育公務員特例法四条二項によりますと、学部長の場合は「教授会の議に基き」学長が選考をするかのように相なつておるわけですが、この「教授会の議に基き」学長が選考するという選考過程におきまして、教育公務員特例法のその所定どおり行われたのかどうか。教授会の議が何らかの意思で拘束されたのではないかというような疑義を私どもではさみました場合に、その間の経緯をよく承り、また今後、どういうふうにしていただくかというようなことを相談をしておるわけでござります。

具体的に申しますと、教授会の議の前に、御承知のとおり教官以外の全職員が何らかのかつこうで選考過程に参画するとか、あるいは学生が参画をする。その参画の仕方自体についてどうかしらんと思われる節のある場合に、説明を求めましたり今後のあり方について話し合いをして手間を取った、こういう実情でございまして、決してAさんがどう、Bさんがどうということについてけちをつけておるものではございません。

○山原委員 法律上教特法四条二項、いまおっしゃったとおりでございます。「教授会の議に基き」ということですね。そうしますと、教授会があさわしいと思う方法あるいは決めた選考方法といふもの、これは教授会の議によつている。私はそれがなぜおかしいかという疑問を法律上持つわけです。教授会がたとえば職員の意向を尊重するとかいうような立場に立つてやることが、部長、学部長選考の手続として、教授会としてはかえつてその方がいいのだという場合もありましょね。そういうことは法律上ちっともおかしくありませんし、法律上教特法から見ましてもそこがおかしいということ自体が文部省の見解が今日の段階でおかしい、こう私は思つておるのです。文部省は今までそういう態度をとつてこられましたからね。いまその点について、法律上の立場をもうちょっと検討してみる必要があるのじやないかということ、それは法律上の問題題です。

第二点は、実態から見まして、ちょっといろいろ調べてみました。たとえば実態論から見ますと、宮崎大学のこれは工学部ですが、長い期間ですからいつのときかわかりませんけれども、そういう選考されてきた過程で一位になつた方が必ずしも学部長に当選しているとは言えない。やはりそこで教授会の議によって決定がされるとか、あるいは北海道教育大学の場合ランクで言えば二位の方が学部長になつてゐる例もありまして、選挙の実態から見まして必ずしも教授会が拘束されるということはないのじゃないかというふうに今日思うのです。

たとえばもうちょっとと例を挙げますと、岐阜の大学の工学部の場合、これは昭和二十九年ころからいまの方式でやつておるそうです。それから宮崎大学の工学部の場合も、昭和二十七年以来こういう方法でやつておるそうです。それからもう一つ、工学部などの実態を見ますと、第一次投票によつて二票以上票を集めの方というのは大体六名から七名ではなかろうか。これは岐阜大の工学部の例でございますけれども、教官が九十名おりまして、そのうち学部長の対象になる人はほぼ二三十名ではなかろうか。そして選出されてくる人は大体六名か七名ということですね。それから北海道教育大学の場合、大体対象になる教授の方が十名、そして学部長を選出する場合には前学部長、現学部長などは大体はずしてやりますから実際は八名、本当に限られてくるわけですね。その中で三人にしほつたとしても、それほど教授会が拘束されるということは実態としてないのじゃないかというふうに思います。法律的に見ましても実態論から見ましても、文部省がいつまでも疑義を持っていくというのはおかしいのじゃないか。最終的には教授会が決定をしておるわけですかから、そういう大学の自治の実態から見まして、選考された学部長を二年近くも発令しないなどいふことは、まさに大学に対してもんをつけらる、あるいは大学いじめをしておるというふうな感じで受け取られるのは当然だと思います。その

点、法律上の問題、実態論からもうちょっと検討していただきまして、こういうことに余り精力を使わないで、やはり大学から選考されてきたものは発令をしていくという立場をおとりになつた方がいいのじゃないかと思いますが、いかがですか。

とおりだと存じます。

たたかくといひようでござりますが、教特法のない
あいう規定ができました趣旨を考えました場合
に、学問の研究あるいは大学におきます教育の自
由、こういふものを保障するためには、それに携
わる教官の方々すなわち教授会の議といふものが十
全に發揮されまして選考される、こういふことが
前提であろうと思うのでござります。そこで、こ
れは言葉は悪うございますがいわゆる人気投票的
なことがもし仮にありとするならば、これは教特
法の精神からはずれてまいるのではないか、こうい
う点がございます。それから個々の大学について
見ました場合に、パートインペーションの仕方自
体につきましていろいろとまた異なるものがござ
います。結果に基づきといふようなことがかつて
あったところもございますし、参考にするといふ
ところもございますし、まだできるだけ尊重して
というよろんな、いろいろ図々でございます。私ど
もとしましては、それぞれに応じて事を考えてお
るつもりでございまして、十把一からげに何が参
加したからとかという運用は現在いたしておりま
せん。そういう次第でござります。

なお、後段で先生がお述べになりました、予備投票あり等の結果余り範囲が変わっていないとか、あるいは順位がひっくり返っている場合もあるといふような御指摘がございましたが、考査方にとしまして、たとえば予備投票の結果二名ないし三名にしほられました場合には、それ以外の教官が教授会で選考の対象にならないというようなことが考え方としては出るわけでございます。そういう点につきまして、いかがなものか、こういう疑問を呈しておるわけでございます。

○山原委員 文部省の方では、そういう一次投票、予備投票というものを参考にして、参考という言葉は、法律的には調べてみるとないそうです。むしろ尊重してというのがあるんだそうですね。むしろ尊重してというのがあるんじゃないのか。それから、現在文部省が疑義を感じておる、疑義の対象になれる学部が幾つあるかと言つて、きのう文部省の方に聞きましたら、百を超しているそうです。ね。そうすると、かなりなことでございまして、大体学内で片づけていく問題だと思います。そしてまたそれだけの数があるということは、教授会としてもそういう方法がかえって選考に当たつてしまふくらいというその知恵も働いておると思います。そういう点でこれ以上ここでは申し上げませぬが、いま人気投票みたいな軽佻浮薄なことでは、もはやなくなっている時点だと思うのです。だから法律上の問題あるいは実態をよく検討されて、今日のこの時点でこういうことをどう考えるかという点をぜひ検討していただきたいと思うのです。私の時間がもうありませんから、かなりつづめて言いましたけれども、文部大臣に伺いたいのですが、いまの学部長選考についての長期にわたりて発令がおくれるというようなことについて、どんなものでしょうか。

でき得る限りそういう発令というようなものが今までよりも短い期間で行われるよう、そういうこと。

○山原委員 最後の問題ですが、今度発表されました二つ、新聞紙上で見て、いるつで、三月

二十五日付の各紙に出ました「私大乱造に歯止め」という問題です。私立大学を創設するに當

たっての基準を厳しくするということについて、必ずしも一概に反対しておるわけではありませんが、しかし、これを出された意図と、それからそ

れを出される限り私はもう相当創設がむずかしくなってくるということになつてしまりますと、今日の国民教育要求、たとえば大学教師の問題なんかもありますが、それについて何らかの準備があつて、たとえば国公立の大学をややすとかいう

○今村(武)政府委員 三月二十四日付文部省告示
第三十二号で、ただいま御指摘になりました「要」
さられたのかどうか、この二点を伺つておきたいの
です。

校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査の基準」が発表されました。新聞の記事には、粗製乱造に歯どめとかあるいは認可を認めないとかいったような見出しが大きく出ておりましたが、解説の内容を見ますと、必ずしもそういう

う内容のものだけではございません。事前に新聞記者の方々にお話をいたしましたときに、粗製乱造に歯どめという意見も内部ではありました、そうでない意見もございましたと、いうような私大審議会の建議でござりますから、私大審議会の建議

の内容について御説明いたしましたところ、その一方の意見が非常に強く出ておるわけでございまして。それで、私自身が私大審議会に列席しておるわけでございまして感じた意向でございますが、新設を全く抑えるというような意向ではなくて、そういう意見もございましたけれども、結論となつたところはそういうことではなくて、事務的な整備をしたということじやないかと思います。と申します理由は、従来は学校法人を新設して大学を新たに設置する

場合にのみ告示がなされていたわけでございまして、すでに学校法人が設置されていて、大学を持っているで、新たにまた次の大学をつくるあるいは学部、学科をつくるといった場合については審査の基準が外に発表されていなかった。それは内規あるいは私立審査の申し合わせということになつておりますして、しかもその後者の方のケースが多いわけです。これでは申請者に對して親切ではないといったようなことで、それらの内容をすべて告示という形で外部に発表した方が行政として親切ではないか、こういう重要な観点が一つございました。それからまた事務的に検討いたしまして、自己資金の割合などがあるいは学生納付金から回す限度であるとかあるいは標準的な経費が全くわからないと申請者に不便であるとか、そういう目安を示して、その目安の経費を著しく下回らないものである必要があるとか、そういう事務的に従来種々審査に当たつて問題がありましたところを明確にする必要があるといったことで事務的な整理をして、申請者に親切な審査の基準にした方がよろしい、こういう観点が落ちつくところであつたよう理解をいたしております。

の高等教育のこれからの配置につきまして、何か
国のレベルで一定の計画を持つ必要があるであら
うということで、現在高等教育の全国的な配置計
画の検討の作業をひとついたしております。この
際に、一つの考え方といたしまして、高等学校卒
が大学に進学いたします十八歳人口の推移がある
わけでございまして、ちょうど昭和四十九年、五
十年、五十一年と十八歳人口の数が百五十五万ま
で一応ダウントまでりまして、それが昭和六十
一年、約十年後に大体百九十万台にバックしてく
る。ちょうどこの約十年間で十八歳人口が一応ダ
ウンして、六十一年に大体百八十七万のところに
バックしてくる、そういう推移等もございますの
で、文部省といたしましては、この十年間を一応
の計画期間としてとるならば、一体どういう高等
教育の配置計画が望ましいであろうかということ
でただいま検討をいたしておりますところでござい
ます。その際一つの問題は、各都道府県、各ブロッ
クごとに高等教育へ進学をしておる率あるいはそ
れぞの府県の高等学校の卒業生が他府県の高等
教育機関に進学しておる状況とか、そういうた高
等教育の地域的配備という問題もやはり一つの問
題として考えるべきではないだろうか。大都市に
いま非常に集中しております高等教育機関に対し
て一体どういう対応をしてまいればよろしいの
か、こういった問題につきましてただいま検討中
でございまして、この検討は四十九年、五十年、
もうしばらく時間がかからうと思いますが、五十
年度におきましてもそのような意味での計画の作
業を取り進めていくところでございます。
その点だけ初めにちょっと申し上げまして、大
臣からお答えをいただきます。

まず第一の方から申上げます。量より質と言
いまして、完全に量の問題というものを軽視する
わけにはいかないと思います。これは、高等教育
進学志望者が非常に数が多い。それに対しまし
て、わが国の国公立の大学の数も少ないわけであ
りまして、非常に私学に依存いたしておりますか
ら、そういう意味で、全体の学生人口を考えます
と、引き続き量の問題は重要であると思します。
ただ、それでは質の問題を一切考えないかと申し
ますと、これは定員を非常に上回る実員があつ
て、事实上学校で教育がしにくいというような事
情があることも広く知られているとおりであります
から、そうしたいわば大学の質として疑義を生
ずるようなものはでき得る限りこれから除いてい
くようしなければならない。直ちに量を捨てて
質というのではございませんけれども、質的に疑
義のあるものについては考えていくということが
必要だと思います。

ようにも思ひます。諸外国の例を見ましても、ここ数年にわたりまして将来予測というものがかなり狂つてしまいまして、毎年調整をしながら進んでおきているという実態があるよう私に理解しておられます。日本もそういう点で考え方を実態に即して調整しながら進んでいくべき段階であると思ひますから、ただいまこの段階において、私が、どうのぐらいの規模で何年間に国公立をどうとこううに断定的なことは申しかねるのが偽らざる状況であると思ひます。ただ、考え方として、先生が御指摘になつた二つの点の双方をやはり勘案しながら計画を進めていくということはこの段階において申し上げることができます。

○山原委員 時間がもうありませんから、医科大学の場合も多少いま幾つかの大学がストップみたいになつてゐるところもありますね。それはおきりますが、やはりいま言われた質と量の問題といふのは、これは非常に大事な問題で、予算上の問題もあるわけですが、その点で今度私大に対して、やはり印象としては乱造を抑える、こういうことになりますと、やはり國立をふやしていくといふことに國民がとるのは当然でして、その点で私は大胆に國立というものを創設あるいは増設していく必要があると思つています。

一つの提案ですけれども、ちょっと調べてみますと、地方大学を含めまして二つの学部しか持つてない大学が大体十大学ですね。それから三つの学部しか持つていない大学が、ちょっと数字は不正確ですけれども、九つだと想ひます。それから法学部のない大学が何と三十八大学あります。宇都宮の子弟が、東京まで出なくとも宇都宮で勉強したいと思っても、たとえば女子の高等学校の生徒が受けたいと思っても、教育があるいは工学とか農学部しかないわけですね。だから、私は、やはり法学部とか経済学部というようなものは各大学に必要じゃないか、こういう基礎部分の学科も必要じゃないかと思っているわけです。また、地

域によりまして、ここにはたとえば水産学部が要るとかいうようなところもあると思います。そういう配置というものも検討すべき段階にきてるんじやないかというふうに思います。これについて、また最後に御見解を承りたいわけです。
それからもう一つは、やはりこれも三月二十三日に発表されました産業大学の構想ですね。これは新聞で読みますと、職業高校生に進学の道を開くということで出されていると聞くわけですが、私は次のような提案を持つているわけです。必要なことは、職業高校でも大学進学に必要な一般教育を拡充していく、充実していくことが一つだと思います。それから二つ目は、いま言いました地方大学の学部学科を増設をして充実をすることです。それから三つ目は、勤労青年のために、夜間の二部といいますか、この学部を増設することが国立に必要じゃないかと思うのです。国立四年制大学で夜間学部を持つておる大學がどこにあるかよくわかりませんが、局長、ありましたら、ちょっと御答弁いただきたいと思ってますけれども、いま三点になりますか、こういう提案を持っておりますが、これについての見解を伺いまして、私の質問を終わりたいと思うのです。局長の方からは、四年制大学で夜間学部を持つておるところはあるかどうか。そして、それを私はほんくるべきだと思うのです。これは非常に要求されておる問題でございまして、こういう提案を持っておりますが、これについての見解を伺いたいと思います。

○井内政府委員 お答えいたします。

国立大学で夜間の学部を持つておりますのが九つでございます。入学定員は千十一人、それから夜間の短期大学が二十一でございまして、入学者数は三千百五十一というのが国立の状況でございます。

ただいまお話をございました国立大学に夜間学部等の増設を図っていくべきではないかという御意見でございますが、勤労青年等に対しまして高等教育を受ける機会を国立大学等も積極的に提供

すべきであることは当然かと思いますが、現にございまする国立大学の夜間学部の運営の実態と申しますか、その内容には検討すべき多くの問題が正直ござります。いわゆる職業に従事しておる有職者の勤労青年の真に夜間学部としての意味を本当に發揮している部分と、必ずしもそうでない部分と、夜間学部の運営それ自体で工夫、改善をすべき点があるのではないかといった問題等もござりますし、さらに夜間の大学と夜間の短大との相関を国立の場合にどういうふうにしてまいるか、こういったこともございますので、この数年間、文部省といたしまして検討を進めております放送大学の問題とも相呼応し、関連するところがござりますので、こういった問題も含めまして、夜間学部の今後の拡充の問題あるいは夜間学部 短大の履修方法の弾力化の問題、こういった問題を含めまして総合的に検討をしていくべき課題と心得ております。

でござりますし、それから御指摘がございましたように、大学によつては非常に少数の学部しか持つておりますませんから、やはり大学としてもつと均衡のとれたものに整備充実していくということがきわめて重要な方向であると考えておりますので、この検討を進めていきたいと思っております。

次に、職業教育の問題につきましては、すでに大学局長が申し上げましたが、要は、この職業高校に行く人たちが袋小路にならないようについてこれが非常に大事なんだと思います。そこで、これは高等教育の全体的な計画と関連して考えるべきことであつて、産業大学だけの問題でないと思ひます。ですから、たとえば入試の場合に、普通科目以外の職業科目というのも選択受験ができるようになります。大学に対しても私どもも指導をしていくように、試験も受けやすいようと考えていきた

午後一時八分開講

○久保田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

支那行商の立場から見て、何よりも重要である進めます。

るのは入試をやりやすいようにするというよりは、やはり普通科目というものによって本当にいい教育を受けられるというところが眼目だと思いますし、そういう方向で考へるべきだと思いました。

等学校卒業生がさぞに免学を経てたための高等教育のあり方は一休現在のままでいいのか、どこをどう改善をしてまいらなければならないかといふ、少し広がりのある問題として調査研究をしてまいりたい、ただいまかように考えております。
○永井国務大臣 いま大学局長から申し上げたこと以外で、先生の御質問にありましたことについてお答え申し上げます。

○山原委員 いま大学局長言ったことちょっと氣にかかるのですけれども、産業大学の問題で各方面からの強い要請があると言うのですが、いろいろな要請に基づいてやつた、いわゆる富山の七三教育とかあるいは多様化の問題がいつもこう詰まっていくわけですね。じゃ、いまの青年たちあるいは大学へ行こうとする青年たちがいま何を求めているか。だから、これは私は一般教育という

第一回 まことに

のを私は大臣に期待をいたしたい、こう考えま

す。これまでの御経験あるいは理論の上からいたしまして、民間から出られました大臣とされまして、文部行政を執行される上におきました、民間であつたがゆえに都合がよかつた、あるいはまたそれなるがゆえにまことにぐあいが悪い険路があるのだというようなこともあります。それで、これらの憲法上の規定とあわせまして大臣の所見を承りたいと思います。

○永井国務大臣　いま安里先生がおっしゃいました、教育を政争から独立させて、制度的にも中央教育委員会というような考え方でやつてはどうかという御主張を民社党が年来持つておられることを承知いたしております。

私の場合には、現行制度の中で三木総理大臣が同じような理想に基づきまして、やつてみてはどうかといふことで引き受けたわけでござります。私のわざかの期間でございますが経験に基づいて申し上げますと、こういう種類の問題の考え方というのは二種類あるように思ひます。一つはやはり現在の制度をすっかり変えてしまいまして、そして制度の面から教育の独立、あるいは教育行政の独立というものを保障していくくという考え方でござります。これも非常に重要な主張でありまして、私は今後引き続き民社党もこの立場を主張なさいますでしようし、またこれを検討するということは有意義なことであると考えております。

しかしあう一つの考え方というのは、現行制度の中におきましても、実は制度が本末倒置でありますものが事実上裏現していいといふ場合もあります。つまり制度を相当よくいたしまして、なかなか社会的現実がそれに追いつかないところです。つまり制度を相当よくいたしまして、私が國は相當理想的な現実の方を少しでもよくすることによって、制度がねらっているものを生かしていくといふということ、そういう考え方があるかと思ひます。私の方々に属するわけでありますが、私はいろいろ考えますのに、わが國は相當理想的な現法とかあるいは教育基本法というものを掲げて戦

後発足したわけでありますけれども、現行制度の中でも相当やれるはずのことは、でき得る限りやつてみるのが大事ではないか、こういう考えに基づいてお引き受けした次第でござります。そうありますと、もちろん総理大臣が行政を統轄しておられますから、総理大臣が同じお考えでなければ困るのですが、そもそも私を任命なさったというのが、総理大臣自身がそういうお考えに基づいておられますから、総理大臣が同じお考えでなければ困るのですが、そもそも私を任命なさったというふうに私は確信いたしております。

私の場合には、現行制度の中で三木総理大臣が同じような理想に基づきまして、やつてみてはどうかといふことで引き受けたわけでござります。私のわざかの期間でございますが経験に基づいて申し上げますと、こういう種類の問題の考え方というのは二種類あるように思ひます。一つはやはり現在の制度をすっかり変えてしまいまして、そして制度の面から教育の独立、あるいは教育行政の独立というものを保障していくくといふことでござります。これも非常に重要な主張でありますから、それをどうするかというようなことがありますから、それをどうするかというようなことがありますから、それは非常に政党色が濃くになりますから、それは非常に無理だらうと考えるわけであります。しかし、わかつたようなわざが、大臣とされましては閣僚、内閣の一員でござりますから、それをどうするかといふことがありますから、それはいつでも疑問を持つわけですが、大臣とされましては閣僚、内閣の一員でござります。したがって、文教行政を含めて行政上の責任が議会に対してある。この議会に対する責任、いろいろあるうと思ひますけれども、行政をする上におかれましても、国会が定めた法に基づいて行動されるわけでありまして、議会に責任を負うという反面からしますならば、議会で定められた法を忠実に履行し実施する、これも議会に責任を負うて行われなければならない。ここに、理念においてはわかってるようございますけれども、どのようにこれを説明するかということがあります。それが、私はこういうふうに思うわけであります。そういう責任と、今度は教育基本法の中には、教育行政は国民に直接責任を負うて行われなければならない。ここに、理念においてはわかってるようございますけれども、どのようにこれを説明するかといふことがあります。それが、私はこういうふうに思うわけであります。なぜかといいますと、教育の場合は、もちろん国民全体の自主性といふものは大事でござりますが、やはり行政を行つていく上で、たとえば行政の機関をつくってはどうかという考え方になります。なぜかといいますと、教育の場合は、しっかりと、そういう方法においては、なかなかつきりしない感じを私は持つわけであります。したがって、内閣の一員とされて教育行政を担当する教育行政の長とされ、その教育行政は国民に直接責任を負うて行わなければならぬといふことが、その財源といふものを持つわけであります。

そこで、今度はその観点からもう一度現行制度のようすを確保していくか、その問題といふもののが明確になっておりませんと、理想は高いけれども、しかし財政的に必ずしも強くなれないといふ問題があります。そういたしますと、独立の教育行政機関といふものがある場合に、その財源といふものを持つわけであります。

そこで、今度はその観点からもう一度現行制度のようすを確保していくときに、議院内閣制の一員で私が働いていくときに、教育行政の問題といふものになりますが、同時に、教育行政の問題といふものにつきまして絶えず財政当局に訴えていくといふと、そしてその理解を得まして教育行政を強化していくといふ側面が積極的な意味を持つ面もあるわけであります。私は、制度を変えるだけでなかなか問

○永井国務大臣　ただいま先生の御指摘の、私が

果たすべき仕事に二面があるということは非常に重要な点であろうかと思ひます。

一つは、わが国の現行制度の中では、議院内閣制でありますから、したがいまして、私は、自民党内閣の一員であるという面があります。そして國務大臣でありますから政府の政策全体について連帶の責任を負つてゐるという側面があります。もう一つは、教育の独立、教育行政の独立といふものを重んじまして、国民に直接責任を負つていくという面があります。

この二つが矛盾している面があるのでないかということであります。それは矛盾し得る状況といふものになつていくこともあるかと思ひます。問題はその二つをどのように調整していくかといふことにあるのだと思ひます。

そこで、もう一つの考え方としましては、そういうふうになるのだったら、初めから国民に直接責任を負うよう、そういう全く第四権的な教育行政の機関をつくってはどうかという考え方になります。なぜかといいますと、教育の場合は、明らかに、しかば、そういう方法においては、なかなかつきりしない感じを私は持つわけであります。

そこで、今度はその観点からもう一度現行制度のようすを確保していくか、その問題といふもののが明確になっておりませんと、理想は高いけれども、しかし財政的に必ずしも強くなれないといふ問題があります。そういたしますと、独立の教育行政機関といふものがある場合に、その財源といふものを持つわけであります。

そこで、今度はその観点からもう一度現行制度のようすを確保していくときに、議院内閣制の一員で私が働いていくときに、教育行政の問題といふものになりますが、同時に、教育行政の問題といふものにつきまして絶えず財政当局に訴えていくといふと、そしてその理解を得まして教育行政を強化していくといふ側面が積極的な意味を持つ面もあるわけであります。私は、制度を変えるだけでなかなか問

題が解決しにくいということを先ほど申し上げましたのは、そういうふうに制度というのを一つつくっていきますと、どうしても一長一短というか、そういう少なくも二面の問題が出てまいります。
以上のような点が要点でございますが、私は、そういう限りにおいて現行制度の中の一つの利点は、なるほど議院内閣制の國務大臣として連帶責任を負うというところは、それを拘束とすれば拘束という面が強くなりますが、他方において、財政当局の協力を得て教育の財源を確保していくという点においては積極的な意味も持つということを現段階においては申し上げることができるのでないかと、かように考えております。
○安里委員 私どもが、文部大臣を議員外から、政党外から出すという場合に、やはり二つの問題關係がございました。それは一つは、先ほど大臣が輔助されました中央教育委員会制度に持っていくといふ私どもの構想の中で、憲法との関係があつて、かつ憲法上、總理大臣の任命権を侵してはならないこと、國務大臣をもつて中央教育委員会の委員長は充てなければならない。初めの構想はそれとは別だつたのでありまするが、やはり憲法との関係、そうなくちやいけないということと、もう一つには、その場合にいかにりっぱな文教施策を実行しようと思いましても、財政面つまり予算の獲得と、いうことが、現実の中におきましては有能な政治力のある行政の長官が予算の獲得にも便利がいいと言つては語弊があるかもしれませんけれども、有效地に働くという現実であり、そういう面で政治的にこれまで関係されてない、ことに議員外から出られた場合に予算の獲得という問題に大変支障なってくる、こういう心配がある、こう思ったわけであります。しかしこれまでの経過から見ますには何ら圧力にならないけれども、財政面における締めつけというものが實質的な大変な圧力となってくる、こういう心配がある、こう思ったわ
張、文部省の要求というものに対しまして大変な

理解を示された、こういうことも承っておりまし
て、それはもちろん細かく言いますれば、いろいろな不満もありましようけれども、そういうことによつて予算面の制約、財政面の制約を受けるといふことが一つの危惧であったということを思ひます。しかし、それも一に制度の問題もあります。内閣の閣員の理解ももちろんありますし、内閣の閣員の理解ももちろんあります。いいという問題ではなくして、やはりそこに人を育てるということが大事な問題であるし、またそれを任命するところの総理自身の政治的な理念、信念といふものが大きく影響するものである、こう考へております。ですから、いろいろな改革も論じられるのでありますけれども、与野党問わず、教育問題といふものに対して政府自身も、また議員外から来られたところの大臣も、本当の意味において政治的中立性といふのは、政治的な争いの道具に使われないようにすることが大事かと思つております。

場におきましてもいろいろな政治的な立場から非常な政治的な闘争、ことにあの場合においては現場の日教組の方が大変反対だということで、それが国会にも反映したということになります。ですから、大臣の言われる、教育の場に政争を持ち込んではいけないと、いう言葉は、単に政府権力の与党的立場でなくして、野党自身の立場の両方から、の意味合いのものだと私は理解をいたします。しかし、とかく大臣が自民党内閣の一員であると、いうことで自民党側の圧力というものが強くかかるてくると思われる所以ございますけれども、同時に野党側の立場においても教育の場を政争の具にしてはいけないという両方の立場があつて、私は与野党とも教育の面に関しては冷静に反省をする問題が過去の経験からあるのじやないか、こう思います。政争を持ち込んではいけないという大臣のお考えをもう少し具体的にお聞きしたいと思うのです。

合、私は、わが国の一つの文化的な習慣と申しますが、ある集団に属しておりますと、他の集団の人と口をきかない、集団の团结性が高いのでございますが、排他性も強いということがやはり作用したように思います。文部大臣になりまして、国会に参りまして政治家の方々にお目にかかりますと、政治家の方々はやはりほかの人よりも政治の場において違う人としょっちゅう接触しておりますから、そういう点では日本人の中で一段排他性が少ない、すぐれた方が多いということに私は感銘をいたします。しかしながら、教育界などにおきましては必ずしもそうではないということがございますので、この問題の解決につきましては、この新しい状況の中ですべての政党の政治家の方々が遺憾なく力量を発揮なさいまして、やはり教育においては排他的ではなく、立場を異にする者が話し合う機運をつくっていただき、それにわれわれが助けられるということが大事であるかと思つております。

育界におきましてはもう少し排他的である。これをおこなうからよくしていく。そういう対立関係といふものが対話の関係に転じていくという可能性性を十分に秘めているものと私は考へてゐるわけでござります。

○安里委員 民主政治の中に、また民主主義の中におきまして、反対意見があるということはこれではもう当然であり、もし反対意見がないということとでありますならば、形を変えますならばこれは独裁を育てるものであり、ファンショを育てるものになるわけでございまして、私は、いろいろな意見を見、反対意見があるということをむしろ歓迎すべきものであり、それ自身が個人の尊厳と個人の自主性を尊重し、伸ばすやえんだ、こう考えております。ただ問題は、そのことがおっしゃったように排他的、なお言いますならば独善にならぬことが必要だと思ひます。自分たちの言っていることが唯一正しいのだ、他の者は間違いだ、こういつたことがありますならば、これはその枠を越えたものだと考へております。したがいまして、大臣の所信表明にありまするよう、対話と協調という点は、おのおのの意見は持ちながらもそこには獨善的にならぬところに調和があり対話があるうか、こう考へておるわけであります。私は何でも反対意見そのものというものを否定するものじゃなくして、むしろ活発なる反対意見の中から対話が生まれ、協調が成り立ついくものだ、このよう考へております。

そこで、そういうことから考えますと、教育の場におきまして、戦前におきましては政治の手段として用いられた氣味が非常に多かつたと思ひます。戦後の反省に立っておるわけでございますが、現実には教育がやはりどうしても政争の具を使われやすい、どんな教育問題でもイデオロギーが先行するという不幸な事態があつたというふことを考へるわけでございまして、これはいずれも本來国民のためにあるべき教育の目的が忘れられた立場にあるかと思つております。

き教育の目的が忘れられないよう、大方国民の合意の上に立った教育が推進せられるためには、そのような諸条件を整備するためにはどうしたらいいかという問題は、教育に携わる者とされましてお考えであろうと私は思っておられます。文部省やあるいは中央教育審議会におきましても、教育改革のための基本的な施策ということが打ち立てられておりまするし、日教組におきましての教育制度検討委員会におきましても、日本教育の改革を求めてといった線と、いうものが、いずれも教育の改革に向けての熱意がそれぞれ示されておると思うわけでございまするけれども、問題は、これは単なる方論的あるいは技術論的に終わつたのでは改革の目的を達することはできないと私は思うのであります。

そこで、大臣が先ほどちょっとと触れられたので

接責任を負うという基本法の精神にも合するようにならぬか。単に技術的、方法論的な問題じゃなく、なういう制度を考えて見る必要があるのじゃないか。そういう基本的な改革への検討というものがなされてもいいのじゃないか、このように思うわけですが、大臣先ほどちょっと触れられましたけれども、改めて御意見を承りたいと思うのです。

○永井国務大臣　いまの安里先生のおっしゃいます教育行政の構造の基本的な改革ということです。ですが、これはやはり現行法制の相当基本と触れることだと思います。長期的には基本に触わることであるけれども重要であるというお立場が、ならないと思いますが、非常に慎重を要するのではないかと私は考えております。

していくという方向で私自身も考えているし、また先ほどは国会について触れましたが、国会も活動なさっているのではないかと思います。にもかかわらず、将来の問題としては、民社党が御主張になつていて、また先生がいまお述べになりました制度というようなものは、みんなで真剣に、かつ慎重に検討しなければならないものであると考えております。

○安里委員 基本問題についてはその程度にして、大臣の所信表明の中から二、三ちょっとお伺いしたいと思うのです。

教育は義務として、父兄がその子弟に対しても教育を受けさせる、このために大変な費用がかかるということは、私は現実の問題として大変な問題だ、こう思つておるわけあります。能力に応じて教育を受ける、しかし家庭が財政的に貧しいと

ございますけれども、私たちは将来の見通しとして、中央教育委員会制度を設けて、そしてまず制度、形の上から教育問題を取り上げて、国民の、あるいは教育現場の、あるいは教育専門家のあらゆる各層の意見を十分吸い上げた純粋な立場から検討が加えられる必要がある、こう考えておるわけであります。そういう立場から中央教育委員会制度を設けて、そして諮問機関として教育国民審査会かこういったようなものでも設けて、あらゆる教育の現場、教育の専門家あるいは一般国民、こういった方々の合意を結集する制度をつくり、そして中央教育委員会において現在の文部省が担当しておるものをつけさせり、中央教育委員会の長は国務大臣が当たって憲法上の連係あるいは財政獲得の面とつながりをつける、こういう一応の制度を変えていくという構想も、努めて時の権力からあるいは政治力から中立性を守るために、あくまで国民のための教育である、国民の合意を吸い上げていくとこういう形のもとにおいてなされることが好ましいのじやないか。もちろん一朝一夕にしてできるものではございませんけれども、教育の中立性を努めて維持して、しかも国民のための教育として、そして国民に対しても

そこで、私の考え方の繰り返しになりますが、実は現行制度の中でもすいぶんいろいろなことができるし、またそういうことは進行している。国民の立場から申しますと、いま現在子供が非常に過密な授業で苦しんでいるとかあるいは大学の試験が大変であるということがございます。そうすると、中央教育委員会のもとに各界の学者の意見を聞くという制度も一つであります。昨日も審議会において大学入試制度をめぐって各界の御意見をお聞きになった、あるいは文部省におきましても入試改善会議というものがございましてそこでいろいろ議論をしている、あるいは教育課程審議会におきまして前よりもなお力を入れて各界の方、それには従来非常に異なると考えられてまいりました日教組関係の先生方の御意見も伺うところです。

そこで、やはり話し合うといいましてもただ漠然化のようなことですので、そういうものについて、現行制度の中で生かし切れる力を生かし切つて、致して認めてるのは、そういう受験体制の過弊であるが、いま私が思ひますのは、人々がほぼ然と話し合うのでは何物も生まれませんから、現在日本の国民の教育にとりまして何が重要な問題であるか、いま私が思ひますのは、人々がほぼ

いうことでいろいろな制約を受ける、こういう例の中にはこれを助けるいろいろな制度というもの非常に多いわけでございまして、もちろん、そがあるわけでございます。ただ一言お伺いしたいのは、ここに大臣の表明の中に、幼稚園教育、この段に父兄の負担の軽減を図るという趣旨のことが述べられております。これはごもつともだと思うのです。私はそれもどうでござりますけれども、さらにこれは義務教育の面、それでいいのでありますしょが、それはとにかくといたしまして、高等教育を行う場合において、現在父兄の負担といふものが大変大きい、こう思うわけでござります。学費の面、いろいろ問題がありますけれども、概括的に言いましても、もとより父兄が負担をせずに高等教育を受ける何らかのことが考えられぬものか、こう思うわけでございます。ここに幼稚園の教育に対する父兄の負担の軽減ということがありますために、私は、高等教育における父兄の負担軽減についていろいろなことが考えられると思うのでござりますけれども、現在考えておられる点、具体的に御説明願いたいと思うのです。

ていくという方向で私自身も考えているし、また先ほどは国会について触れましたが、国会も活動なさっているのではないかと思います。にもかかわらず、将来の問題としては、民社党が御主張になつていて、また先生がいまお述べになりました制度というようなものは、みんなで真剣に、かつ慎重に検討しなければならないものであると考え

國公立より私立の問題を先生に指しておられるのだと思います。私立につきましては、何といましても授業料あるいは入学時納付金が非常に高額である。そのことから父兄の負担が重くなっています。それでは、どうして授業料あるいは入学時納付金がこれほど多額になるかといいますと、どうしても経常費に非常にお金がかかるということから差していると思いませんから、現在、私学の経常費というものについてで得る限り国庫補助を増額していくという方向で私たちには施策に当たっているわけでございます。ただ、しかしそれだけでは追いつかない問題があります。そんなことをやっても、まだごとしの授業料も高いではないか、まさにそのとおりでございます。そこで、そういう場合にはやはり御父兄が負担を切れない、そういう御家庭で、しかも能力、適性ともに高等教育にふさわしいという学生諸君に対する奨学金の枠を広げていくということでございます。本年度は、国立については大学院の奨学金はふやしておりますが、学部の方につきましては、これは国立の方はふやしませんで、私学の方だけに力を注ぎましたのもそういう理由に基づいております。しかし、そういう方法をもってしてもなおかつ足りないのではないか、これは施設にも金がかかるではないか、そういうことから私学振興財団といものの力もまたかりておるわけでございますが、そういう意味で経常費、あるいは施設、それから学生に対する奨学金といいろいろな角度から、私学での学生の勉学というものができ得る限り条件として改善されますように、特に御父兄の負担といものがなし切れない家庭であるのに、しかも能力、適性がふさわしい学生諸君そういう方たちにはできる限り早く役立つていただきたいという形でこの問題に対処している次第でございます。

政府の責任としても、金のかからぬよと、もと負担がからずのみんなが教育を受けるような道ということを考えなければならぬことがあるんじゃないか、私はこう思うわけです。

ひょっとこういうことも思つたりするわけですね。いろいろな立場において政治献金の問題ではどうと何であろうと、免税の対象になる、あるいは控除の対象になるというような面もあるわけですが、ある限度と申しますか、あるいはございますが、ある限度と申しますか、あるいはまた、これはいろいろ具体的な件というものがいろいろかと思ひますけれども、教育を受けさせる義務を履行しておるその父兄に対し、学資その他何らかの件の中において、これは基礎控除の所得されませんけれども、教育をするためにずいぶん金をかけている、借金までしている。だからこれは単に扶養学生の基礎控除だけじゃなくして、学資に出したものに対して収入から控除する、こういったようなことも考えられていいんじゃないかなと思う気持ちもあるが、これは財政上どうなっているか、私は理屈から合うかどうかわかりませんけれども、そういったことも国家としては考えてやっていいんじゃないかと思うような気持ちもあるわけですが、そういう話も出たこともあります。

○永井国務大臣 ただいまの問題は、先生の非常に重要な御指摘でございます。ただ、これは税制にかかるわってくることですので、私たちとしては課題として研究をいたしまして、そしてこの問題について大蔵省はどう考えられるかというようなことも伺いながら、なお考えていくべき非常に重要なことだと思います。

○安里委員 思いつきみたいなことを申し上げておるわけでござりますけれども、政府がそのような配慮をしておるということだけでは教育に対する熱意というものが、関心というものが非常に重

とも、私は考える次第でございます。
それからほかに、私はいまの経費の負担の問題で、私学の問題を特に大臣おっしゃったわけでござりますが、これも私どもの党としてもずいぶん考えております。大体教育の機会均等と言ひながら、実際上は国公立と私立との間の格差が非常に大きい。また地域によって非常に大きい。しかも同じ国立でございましても、その内部において格差がいろいろある。こういう同じ教育をするのに、国公立の面と私立の面の格差が非常に大きい、地域によつて差がある。私はこの事態も考えなければおかしい、こう思うわけです。中央にこれを集中する必要もございませんし、地方もかなり交通その他不便でございましても、教育の場はむしろそういう場が教育の場にふさわしいところもあるでございましましようし、この地域的な差、国公立、私立間の格差、こういったことをなくするために、もう国公立も私立の区別をなくせ、すべて学校というものはある特殊な法人にして、平等に及ぶと、そういうこともしろうといふようにわれわれは考へておるわけでござりますが、これは時間がございませんので、私はまた御意見を承らなくてもよろしくございますが、そういうことをただ一つの例として挙げておるわけでござりますが、何とかこの差をなくする、それがすなわちまた父兄の負担を軽減するものになるかと思うのでございますので、お考へ願いたいと思ひます。

○安里委員 予算措置におきまして大分御努力されたことは認めます。御苦労さまでったと思うのです。ただ、財政措置だけで問題を済ますべきものでなくして、基本的にやはり法的な根拠のもとに義務づけるというとおかしゅうございますが、安心してこれが継続して推進できるためには私は必要だと思っておりますし、自民党の方においても準備されておるということを承っておりますし、われわれもその構想がござりますし、本来ならば議会の立場からならば、政府に要請しなくても議員立法でやるということが本来の国会の任務だと思って、どんどん議員立法がたくさんあるべきだ。こう思っておりまして、行政の使い走りをする議会ではないと思っております。議会、国会自体が立法するのが私は主体であると、こういふふうに思っておりますので、政府としてもそのお気持ちであるといいたしますならば、われわれはなおこれを推進したいと考えております。

そこで、過疎の地域に対する学校の敷地の問題、いろいろな問題をたくさん抱えて、これに対します配慮が御説明にもあります。逆に私はいま心配いたしておりますのは、僻地、過疎地におきます教育の問題であります。これは地方の市町村の大きな負担でもありますとともに、過疎地なるがゆえに教育自体の中に大変な負担と申しますか不自由と申しますか、多くの欠陥というものがあります。政府の僻地教育に対しまする配慮というものが、これは実態的には各地域によって非常に差があると思います。長崎やあるいは沖縄みたいな離島の非常に多いところ、また山間僻地、いろんな事情があらうと思いますけれども、これを等しく施設においても教員の充足におきましても

Digitized by srujanika@gmail.com

考えた場合には、僻地におきます学校の教育あるいはまた過密地域におけるもの以上に大変困難な問題が存在すると思っております。僻地教育に対する総括的な文部当局のお考えを、またいまどういうふうにして施策の上にこれを打ち立てておられるかをお聞きしたいのです。

○永井国務大臣　たまたま僻地教育につきまして所信表明の中で述べておりますので、もう僻地教育を軽視しているのではないかという御疑念をお持ちの方もあるかと思います。それは決してそうではなく、非常に重要な問題でございますが、他の大きな問題の中で特に述べられていないかたと、いうだけでございまして、私たちの考えは、僻地教育の振興というものは、人口急増地域と並びまして非常に重要なことであると考えております。

まず第一は、教職員に対しまして僻地手当などのそういう条件、待遇ということを考慮すること。第二点といたしましては、僻地の集会室や寄宿舎などを含む教育環境の整備に努めるということ。それから第三番目には、公立小中学校の寄宿舎、そういうふうなものを含めまして児童生徒の学習の便を図る条件の整備。第四点といたしましては、僻地の教育研究指定校というようなものをつくりまして教育内容を改善する、こういう四つのことがございます。

このほかに、昭和四十九年度から実施しております新五ヵ年計画によつて、三複学級を解消いたしますし、また免許外教科担当教員を解消したりあるいは寄宿舎教員の定数を改善するといふような措置を図つて所要の予算措置を講じてきておりまます。

予算の面から全体的に見ますと、今年度すなはち昭和五十年度の僻地教育関係の予算是、前年年度に比べますと四五・二%の増でございます。そして百六十四億円を超える額に到達いたしておりま

おるかどうか。
○安里委員 最後に、私は教育ということを考え
ます場合に、教える者と教えられる者との間の
方の経験と申しましようが、そういうよい組み合
わせで、僻地教育が一層強化されますように、これ
は今後ともに努力していくべきことであると考え
ております。

関係は愛情と信頼、そうして情熱、熱意と申しますが、これが保たれなければ教育の成果は上がりませんのだ、こう思っております。そこで問題になりますのは、よく現場と文部省との対決とかいうような中におきまして教員のストの問題がある。ストを行つたから処分しろ、することはどうのこうのという問題がいろいろござります。このことが、私は、教える者と教えられる者との間の愛情やあるいは信頼あるいは熱意というものと深い関係があるものだ、こう思つておりますが、ここでお聞きいたしたいのは、ストはいま法で禁じられておる、地方法で禁じられておるからいけない、こういふた意味でなくして、法に違反するといったような問題を乗り越えまして、これが実際子供の教育にどのような影響を及ぼしておるか、人格形成に大きなものがあるこの段階の子供たちにどのような影響を及ぼしておると思っておられますか。

つきやすい状況がつくれたのではないかと考えております。

もう一つは、やはり職場に生きがいということが大事だと思います。で、これはやはり先生方が御自分の発想を十分に生かして教育に当たっていかれる、そういう点では私たち、十分文部省あるいは教育委員会とも教育についてよく話し合おう、あるいはまた試験地獄というものがだんだん緩和されて、各教室で教えることに喜びを感じいたしましても条件をよくいたしました努力してまいりましたのですから、やはりストといふものがなくなる。そしてまた日常の対立というものも過度な緊張をもたらすようなものがない。そして、そういうふうにいたしますれば、確かに児童も生徒もあるいは先生方も明るい学校という感じを持つでございましょうが、今日までは遺憾ながらそうではなかった。そこで、われわれは全力を挙げてストのない学校、そうしてそれをいたしたいと考えております。

○安里委員 職員団体というものは給与やあるいは勤務条件の維持、改善ということに努めるわけでございますから、そのことが十分満たされるような当局の処置がなされまするならば、違法なストというものは行われないのであるし、また、そのような状態に持っていくことが当局の責任であるかと、こう考えております。

私がこの問題をいま打ち出しましたのは、実はむずかしいあれじやなくして、昨年でしたか、十一月、明けましたから、昨年であります、北海道に行きましてある家へ寄りましたときに、ちょうど十一月だったですね、ストが行われた。あるお宅に寄りましたら、その子供さんがちょうどその年一年生に入ったばかりで、当日は遠足か何かで非常に張り切って、前の晩からはしゃいで準備もしておった。翌日起きたらストだというの

で、とうとう行けなかつた。その幼い一年生にております。

入ったばかりの子供の受けたショックを、このおやじ語つております。学校に入って初めて期待をした、そうした遠足か何かのその行事、張り切つて前の晚から準備して期待をしておつたのに、これがやめられた。こういうことを言われたときには、私ははつとしたのです。学校というのはうそをつく。これは子供にとりましては、遠足が打たれたと言つたのです。むづかしい理屈はわかりませんけれども、とにかく小さい子供に与えたこの印象というものは、やはり非常に影響する気持ちじゃないかということを私はあのときに痛切に思つたのです。

それから昨年の四月、ストが行われました。沖縄でも行われました。そのときにある学校の女教師がストに参加しない、いけないということで教員と授業はする、こういうふうに宣言をしました。ところがストに入った。当然その女教師はいつものとおり授業をするということを子供たちに教えた。そして、子供たちは学校は入れぬのですから、その公園に向かって行つた。問題は、その中で行われたこととございますが、途中でストを行つてゐる腕章を始めた先生方が、受け持ちの先生がもう公園での授業はやめたと言うから、帰れと言わされた。この子供は、いや私は先生からそうは聞いていないから、行くと言つて行つた。そして授業をやつた。それから、その公園でやつておられます授業に先生方が帰れ帰れと言つて魔魔した。女教師は構わずやつた。問題は、二十九名のこの子供たちが後で当日の作文を書いておりました。その作文の中に、三年生でございますが、私は子供たちの本当の感想というものをあらわしました。この作文を読みまして、大人の考える以上に子供は先生方のストを見ておる。これが子供に影響するの

は大変なものだと思いました。

まず第一に、その学校の受け持ちの先生が公園でやると書いて、公園に行く途中で子供を行かせはうそを言つておるんだ。そうして自分たちが勉強するのに対しても邪魔をした。受け持ちの女の先生にも文句を言っておつた。こういったようなものがあるのであえて行つたと言つてあります。が、この子供がこう言つております。途中で、あるおじさん——おじさんという名前を使つておりませんけれども、とにかく小さい子供に与えたこの印象というものは、やはり非常に影響する気持ちじゃないかということを私はあのときに痛切に思つたのです。

それから昨年の四月、ストが行われました。沖縄でも行われました。そのときにある学校の女教師がストに参加しない、いけないということで教員と授業はする、こういうふうに宣言をしました。ところがストに入った。当然その女教師はいつものとおり授業をするということを子供たちに教えた。そして、子供たちは学校は入れぬのですから、その公園に向かって行つた。問題は、その中で行われたこととございますが、途中でストを行つてゐる腕章を始めた先生方が、受け持ちの先生がもう公園での授業はやめたと言うから、帰れと言わされた。この子供は、いや私は先生からそうは聞いていないから、行くと言つて行つた。そして授業をやつた。それから、その公園でやつておられます授業に先生方が帰れ帰れと言つて魔魔した。女教師は構わずやつた。問題は、二十九名のこの子供たちが後で当日の作文を書いておりました。その作文の中に、三年生でございますが、私は子供たちの本当の感想というものをあらわしました。この作文を読みまして、大人の考える以上に子供は先生方のストを見ておる。これが子供に影響するの

いろいろな子供たちの受ける気持ちを見たとき

に、先生たちはうそを言つておるんだ。大人の人にはうそを言つておるんだ。そうして自分たちが勉強するのに対しても邪魔をした。受け持ちの女の先生にも文句を言っておつた。こういったようなことを後の感想文で読みますと、ストのいい悪いが別といたしまして、それ自体が教育を受ける子供たちに与える影響というのは大変大きいんじゃないか。こういう気持ちが、だんだん大きくなるに従つて不當な反抗心とかあるいはゲバ棒騒ぎと並んで、子供にはその先生がわからぬものだからおじさんと言つてあります。大人のおじさんがこう言つた。そして、やはり授業はあった、公園で。あの大人のおじさんはうそを言つた、こういうことがあります。それから公園に来て授業をしておる中に、授業を邪魔された女の先生がこれをあえてやつたとき、その姿を見て、先生がほかの人とけんかしている、こわくてあれだったといふものとおり授業をするということを子供たちに教えた。そして、子供たちは学校は入れぬのですから、その公園に向かって行つた。問題は、その中で行われたこととございますが、途中でストを行つてゐる腕章を始めた先生方が、受け持ちの先生がもう公園での授業はやめたと言うから、帰れと言わされた。この子供は、いや私は先生からそうは聞いていないから、行くと言つて行つた。そして授業をやつた。それから、その公園でやつておられます授業に先生方が帰れ帰れと言つて魔魔した。女教師は構わずやつた。問題は、二十九名のこの子供たちが後で当日の作文を書いておりました。その作文の中に、三年生でございますが、私は子供たちの本当の感想というものをあらわしました。この作文を読みまして、大人の考える以上に子供は先生方のストを見ておる。これが子供に影響するの

るいはよい結論を求めるよう人々は努力していく、そういうことは一方において大いに強められるべきであると考えておりますが、他方におきまして問答無用のよう空氣といふものが学校の中で醸成されることは、人間形成上きわめて好ましくないことであると考えております。

○安里委員 国立学校設置法が論議されておりましたが、一つだけ私気になります。それが、大臣の所信表明の中にもありますとおり、までは大臣の所信表明の中にもありますとおり、また前からの文部当局の方針として、各県に医科大学、要するに医科大学のない県をなくするという基本的な方針、これは大臣の所信表明にもありますので結構なことだと思っておりますが、関連して私がお聞きしたいのは、医学の進歩あるいは医学の充実、施設、学校がたくさんになりましても、私がただ一つの心配は、本当にそれを充足するだけの教官、教授、これが本当に相伴うかということなんです。これに対する長期的な見通し、現在のこと、ことに医科の方におきまして教官の数やあるいは充足というようなことが本当に充実しておるかどうか。施設は幾らつくりましても中身が充実しなければ、これは何にもならぬことだ、こう思うわけでございますが、この点をお聞きしたいのが一つと、もう一つついでに、ことし総需要抑制の関係で予定が大分とおくれておるような状況もござりまするけれども、琉球大学に医学部を設置する、これは前の佐藤總理時代からのある程度の約束でござりまするが、これもまだ調査準備の段階でありますし、どうもいまの状況からまたさらにおくれておるような印象を受けております。地域の離れた関係、沖縄自体の持つ医療の問題をあわせまして、琉球大学に医学部を設置するということはいろいろな意味から急がなければならぬ、また優先してお考えになっていたかねばならぬ、こう思うわけでございますが、これに対する事情、お考えをお聞きいたしまして私の質問を終わります。

○井内政府委員 琉球大学の医学部の問題からお答えいたします。

琉球大学の医学部の設置問題に関しましては、先生御案内のように、従来から調査をしてまいりましたが、四十八年に文部省に医科大学等設置調査会を置き、その中に琉球大学の小委員会を設けまして検討をしてまいりたところでございます。その結果、現地においてさらに具体的な調査研究を行なうことが適当であるということになり、昭和四十九年度から琉球大学に医学部設置調査経費を計上いたしまして、琉球大学の方にこのための調査会をつくり、今まで二度ほどその会合が行われたように聞いておりますが、四十九年に引き続き、琉球大学に置かれております調査会で五十年もこの創設のための調査を続けることとなつております。その検討の結果、医学部設置の前提となる用地の確保、道路等の整備その他の諸条件の解決のめどがついた時点におきまして具体的な設置を図るべきである、こういういま進行状況でございまして、ただいま現地におきまして、敷地の確保の努力並びに新しい用地の道路整備、上下水道、電力等の問題につきまして県当局におきまして目下検討を急いでおるというふうに聞いております。四十九年度の調査研究の結果を引き続ぎまして、五十年にたゞいま申し上げましたようになります。その創設のための具体的な調査をやつてまいり、こうしたことでござります。ですから、もうしばらく調査のための時間を賜りたいと思います。

○安里委員 終わります。

琉球大学の医学部の設置問題に関しましては、先生御案内のように、従来から調査をしてまいりましたが、四十八年に文部省に医科大学等設置調査会を置き、その中に琉球大学の小委員会を設けまして検討をしてまいりたところでございます。その結果、現地においてさらに具体的な調査研究を行なうことが適当であるということになり、昭和四十九年度から琉球大学に医学部設置調査経費を計上いたしまして、琉球大学の方にこのための調査会をつくり、今まで二度ほどその会合が行われたように聞いておりますが、四十九年に引き続き、琉球大学に置かれております調査会で五十年もこの創設のための調査を続けることとなつております。その検討の結果、医学部設置の前提となる用地の確保、道路等の整備その他の諸条件の解決のめどがついた時点におきまして具体的な設置を図るべきである、こういういま進行状況でございまして、ただいま現地におきまして、敷地の確保の努力並びに新しい用地の道路整備、上下水道、電力等の問題につきまして県当局におきまして目下検討を急いでおるというふうに聞いております。四十九年度の調査研究の結果を引き続ぎまして、五十年にたゞいま申し上げましたようになります。その創設のための具体的な調査をやつてまいり、こうしたことでござります。ですから、もうしばらく調査のための時間を賜りたいと思います。

○久保田委員長 次に、国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○有島委員 大臣の所信表明にもございましたように、医学教育、医師の養成ということは社会的な要請が非常に強い。したがいまして、この趣旨に沿つたこのたびの国立学校設置法一部改正の法案につきましては、大体賛成の方向で考えてまいりたいと存じておりますけれども、これが法律となりまして運用されたときのことを考えますと、やはりいささか危惧がございますので、二、三の質問をさせていただきます。

こうした提案をなされました大臣は、医学教育、医師の養成ということについての実際上のむずかしさといいますか、隘路がどの辺にあるのか、そういうところについて一番最初に承っておきたい。

「委員長退席、三塚委員長代理着席」

○永井国務大臣 医学教育の現状におきましての

置し、予定どおり教官の充足を措置いたしましたものにつきましては行つておる、こういうことでございます。なお教官の確保におきまして、やはり新設の場合、全部全国公募ということをし、特定大学に余り集中しないようよにという配慮等もいたしております。沖縄の場合、地域の関係等あるいは影響が出てくるかもわかりませんが、最大限の努力をして教官の確保に努めたい。特に基礎系の教官につきましての確保がやはり相当な努力を要しますので、この点は、今後に予想されますが、旭川医科大学の場合はやはり北大の医学部のウエートがどうしても大きくならざるを得なかつたと思っております。沖縄の場合、地域の関係等があるいは影響が出てくるかもわかりませんが、最大限の努力をして教官の確保に努めたい。特に基礎系の教官につきましての確保がやはり相当な努力を要しますので、この点は、今後に予想されますが、旭川医科大学または医学部の創設に当たりましての教官確保につきましては、従前以上の努力をしてまいりたいというつもりであります。

○安里委員 終わります。

○久保田委員長 次に、国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○有島委員 大臣の所信表明にもございましたように、医学教育、医師の養成ということは社会的な要請が非常に強い。したがいまして、この趣旨に沿つたこのたびの国立学校設置法一部改正の法案につきましては、大体賛成の方向で考えてまいりたいと存じておりますけれども、これが法律となりまして運用されたときのことを考えますと、やはりいささか危惧がございますので、二、三の質問をさせていただきます。

こうした提案をなされました大臣は、医学教育、医師の養成ということについての実際上のむずかしさといいますか、隘路がどの辺にあるのか、そういうところについて一番最初に承っておきたい。

○井内政府委員 四十七年五月三十一日に全文改正をしました「年次計画等について」というものそのものは、その後特別の変更は加えておりませ

○有島委員 先ほど大臣が金と人ということを言われましたけれども、ます人の問題から少し入つて、いって、どのくらい困つておるのかということです。そのことをどういうふうに認識していらっしゃるか、これが私はちょっと心配な点なんですね。実は去年もこの時期に奥野前文部大臣に対してこの質問をいたしましたけれども、当時の昭和四十七年度の資料しか私は手元にないのでそれほど、欠員率、医学部につきまして、教育の定員に対するの欠員率は全体で四・六%というようなことを言つておった。ところがこの中で法医学では一五%欠、それから解剖学では一二%欠といふようなことです。四十八年、四十九年の欠員率はどういうふうになつているのでしょうか。

○井内政府委員 その後年々の欠員率につきまして、基礎、臨床に分けましての積み上げの資料はいま手元にございませんが、傾向といたしましては依然として基礎の中の特に法医、解剖、この辺のところの欠員が他の分野と比較いたしましてやはり多いように私ども把握しております。

それで具体的な状況といたしまして、特にたまたま御審議を賜つております看護学部、あるいは医療短大等を設置しまする大学の医学部、具体的には千葉大学に看護学部をお願いしておりますが、千葉大学の医学部、それから弘前、京都、鳥取に医療短大の設置でいま御審議を賜つておりますが、千葉、弘前、京都、鳥取の四大学で現状を精査してみますと、教授、助教授のところで四大学全部をとつてみると、教授九、助教授二十八が欠員と相なつております。これは国立大学の医学部全体の教授、助教授の欠員率から申しますと、この四大学の総トータルは少し平均よりも高いようございますが、全般傾向はやはり表現していくようかと思います。そのうち、教授九名の欠員のうち、基礎が五人、それから助教授の二十八名のうち基礎が二十三という数値でございまして、特に基礎の助教授の年齢層のところの充足がいま十分に行われていないという点が非常に問題かと

思います。この点にござまして、さきにも先生から御指摘を賜り、これに対する対応策を一体どうするかという御指摘もいただいたわけでございました。処遇の問題を含めいろいろな問題等につきまして努力はいたしておるのでございますが、現状はただいまのようなことでございまして、看護学部あるいは医療短大の教官確保は大学設置審議会の審査を全部了しまして、予定者を確定をいたしておりますが、ただいまも御指摘のように、医科大学あるいは医学部全体の定員充足ということとで、基礎の問題につきましては、やはり問題がまだ全面的に解消されていない、引き続きの努力をしなければならない事態である、かように存じております。

るな努力をしなければなりませんが、私どもでは努力をしなければならない一つの重要な課題です。先生からも御指摘をいたいたとおりでござります。この点につきまして、昨年の七月三日に奥野大臣から人事院总裁に対しまして、昨年の人事院勧告に当たりまして、特に医歯系教員につきまして優秀な人材を確保するため、医療職俸給表の医師との均衡を考慮して、特別手当の支給等大幅な給与改善を図ってほしい、こういう要望をいたしました。医療職俸給表の適用を受ける、いわゆる都市の医師に対しましての初任給調整手当とほぼ均衡のとれた手当をぜひほしいということで人事院ともその後ずっと折衝をしてまいりましたのでござりますが、ここに一つ問題がございますのは、ただいまもいろいろ御指摘いたしておられますように、医歯系の教育の場合、基礎と臨床の両分野がある。臨床の医師についてだけ処遇の改善を図れば事足りるかといえば、そうでなくして、むしろ基礎と臨床とはできるだけ同じような処遇改善というものをやはりやってまいらなければならぬという点もございまして、人事院とその後折衝をいろいろ続けたわけでございますが、御案内のようになります。四十九、本会計年度、五月一日からの人事院勧告によりまして、教官としての医師に対しまして初任給の調整手当二万五千円、二十年間支給、漸減していくことが、ようやくして実現をさせていただきました。このことは先生からもいろいろ御指摘をさきにいただいた点でございますけれども、医療職(の)俸給の適用を受けておりまする初任給調整手当と比較いたしますと、甲地、東京、名古屋、京都等におきまして、五万五千円でございますので、それとの比率を見ますと、なおまだ相当な開きがあるわけでござります。

であろうかということで、私どもも目下検討をいたしておりますところでございます。
それから、特に基礎系の教官の場合に、從前医学部卒業の医学士だけでこれを充足するということが、これは専門分野が細分化され學術研究が深まってまいりに伴いまして、理學士、理學系統の人による充足でございますとか現在大學院で学んでおりまする学生たたとえは進路としましても、基礎系の方にやはり優秀な医学士以外の出身の人たちもできるだけ迎え入れるようにして、充足も図つてまいらなければならぬであろう。
いまの処遇の面と、それから医学士のみならず、もう少し広い範囲で基礎系教官の充実を図っていく。こういった点を特に、いままでもその方向で参りましたし、今後もその努力を続けなければならないのではないか、かように考えておるところでございます。

○有島委員 大臣去年の経過のことを余り御存じないから、いまの大字局長のお答え、いささか専門過ぎて、ちょっととわかりにくいくもしかれないのだけれども、こういうことがあつたわけです。国立病院に勤めていらっしゃるお医者さんの俸給と、大学教官として大学の付属病院にいる教官と、給料が違うわけです。そういうことがあつたわけです。その格差は大体五万円から十万円の手当をつけないと均衡がとれない、というのが去年の結論でした。そして、そのことについて奥野文部大臣は、これは人材院に對しての要望というのですか、文人給第一四六号というのを出されたようであります。これでもってやや改善される部分というのは、いまお聞きになつたように、初任給で二万五千円、大学局長が言いましたように、これはなお不十分ということなんですね。
これは引き続き何かちょっととやらなければならないような話ですけれども、はつきりと、ぜひととも今度、永井文部大臣は、今まで以上にこれは強くやっていただきたいと思うのですけれども、どうですか。

奥野文部大臣のころの非常に強い要望というものを私も引き継ぎまして、この問題の解決に当たりたいと考えております。

○有島委員 第二番目に基礎医学の部分に医学士だけじゃなしに理学系統の方々も迎えようといふことも言っていたんだけれども、これは本当に妥当なのかどうなのかということですね。これもう少し詰めていかないと、数を埋め合わせるために便法のように、便宜主義的になってしまったのでは、これは困る。それから、このための検討を一体どこですか。これは文部省のお役人さんたちだけでもってその検討がなされるのか、どこでその検討をしていくのか。

○井内政府委員 先ほど説明が少し不十分でございましたが、四十八年七月一日現在の把握でございますが、その後も大体余り変化はしていないかと思いますが、四十八年七月一日現在で、国立大学の医学部におきます基礎系教員の職種別に見ました医学部出身者とそれ以外の出身者の状況を見比率で見ますと、教授、助教授、講師、助手、全体を通じまして三八・三%が医学部以外の出身者ということに相なっております。そのうちでもちろん一番多いのは助手の五五・一%でございまして。これが四十八年時点の現状でございます。私ども医科大学の創設等の仕事をやらしていただきながら、その後の教官確保の状況等を全体計画をある程度持ちながら文部省としても対処してまいりますがございます。それでその全体計画を立てます際の私どもの態度といたしましては、他学部出身者の新たな供給を一体何%くらい見込めばよからうかということがござります。それにつきましては、先ほどの説明少し不十分でございましたが、五十年、五十二年と、この三八%といふペーセンテージは、新卒者を受け入れますときには二〇%あるいは一〇%、ペーセンテージそのものは縮小していくいく方向で考えたいと思っております。

ただ、医学部の基礎の中に、先ほど申し上げましたように理の生物系統でありますとか微生物を

やつておるとか、そういう質的な面で、やはり他

も含めて受け入れてきた方がむしろいい分野があるのではないか、そういう点を先ほど申し上げたわけであります。ですから、率直に申しまして医学部出身者で基礎系の助手等がなかなか埋まらないという状況もあって他学部出身者で埋めておるという面もあって三八%というペーセンテージがあらうかと思いますが、このペーセンテージのものは将来の年次計画としましてはできればやはり一〇%台まで新たに入れれる者につきましては下げていきたい。しかし、質的にはこの部分はやはり重視すべきだ、そういうことでございまして、安易にそちらに逃げるということであつてはならぬ、かのように思います。どうも説明が不十分で恐縮でございました。

○有島委員 大臣、お聞きのよう、他学部から埋めるということもそれは確かにかなり注意をしながらやつていくことでありまして、定員が足りないということに対してもそれを充足していくことが努力の一つかと言わればそうでないところは、さつきの厚生省の扱いと文部省の扱いとをだんだん待遇を合わしていくというようなことがあります。どうも説明が不十分で恐縮でございました。

具体的に申し上げますと、旭川医科大学、山形大学医学部、愛媛大学の医学部、筑波大学の医学専門学群、以上の四つにつきましては五十年中に開設をする、それから浜松医科大学、宮崎医科大学につきましては五十二会計年度中、それから滋賀医科大学につきましては五十三会計年度中に開設をするということで、五十年度予算におきましては、今後施設整備等とも相ましましてたまに申し上げましたような年度に病院の開設を図りました。そういう予定で進行をいたしております。

○井内政府委員 大学局長、富山と島根はどうなりましたか。

○井内政府委員 開設後四年目にオープンということになろうかと思います。

○有島委員 大臣、こういふわけで心配なわけです。

それからどうぞよろしくお考えください。

それから今度は大学付属の病院の整備は一体どうなっているのかということでござります。これ

は旭川、山形、筑波、それから愛媛、浜松、宮崎、滋賀、今度富山、島根とできるわけでござりますけれどもこのいま挙げました医学部は大学

ちゃつているわけですね。それで先ほど一番最初に伺いました「医科大学（医学部）設置に伴う年次計画等について」というこの文書では、付属病院は遅くとも医学部開設年度の年度中に開院するのだ、こういうことになっているわけです。これ

は教育上きわめて不便なことでございまして、これは速急にやらなければいけないことです。大学局長、この付属病院の問題はどうなっておりますか。

○井内政府委員 医科大学の創設に伴います付属病院の開設の件でございますが、国立の医科大学の病院の開設等につきましては国の予算をもつてこれを措置していくことともございますので、私立の医科大学等を認可いたします際は、たまにお話しのよう開設年度中に病院ができる

がるということでおられますけれども、国立につきましては、関連教育病院の機能を活用して

少しおくらせて、それまでに整備を図るということをやらせていただいております。

○井内政府委員 開設後四年目にオープンという

ことになろうかと思ひます。

○有島委員 大臣、こういふわけで心配なわけです。

それからどうぞよろしくお考えください。

それから今度は大学付属の病院の整備は一体どうなっているのかということでござります。これ

は旭川、山形、筑波、それから愛媛、浜松、宮

崎、滋賀、今度富山、島根とできるわけでござりますけれどもこのいま挙げました医学部は大学

付属病院がないわけですよ。なくて発足しました

しておるのか。その辺をどう認識していらっしゃるか、それを聞きましょう。

○井内政府委員 大学付属病院の機能として通常

の機能と、それから医学の教育、研究の機能と、三つの機能を合わせてこれを担当してまい

らなければならないということをございます。特

に新設医科大学等の付属病院のこれから機能を考えますと、関係の地域等から非常に強い御要請もありますし、医学部を創設し、付属病院をつ

くつてまいるわけでござりますので、当該地域における医療機関としてのセンター的な役割もぜひ果たしてまいらなければなりません。特に医師の

方々の従事される医療の水準の向上でありますと

かいりいろいろなことを考えますと、学校の卒業前の教育、卒後の教育並びに社会で医師としてすでにやつておられる方々のその後の、ある意味では生涯を通じての研修とか研究とかこういったものに

対しましても、ぜひ便宜を供与し得るような付属病院、医科大学、医学部であつてほしいという要望も非常に強いわけでござります。

○井内政府委員 そのような意味で、大学付属病院は高度の診療を行つて得る診療機関であるべきだ、学生の教育を担当する、医学の学術研究を担当するという三つの機能、さらには地域の医療の中心の役割りを果たす、こういふうなことで大学付属病院を創設し、今後整備充実してまいらなければならぬ、かように考えております。

○有島委員 そういうわけで、大学病院とそれから普通の厚生省の国立病院は、入る側から見ると大体同じよう見えるけれども、機能という構

えが全く違うわけなんですね。それを無理やりに、いまのところ厚生省におんぶしているか、こうで

す。それで、これは別にいいと思っているわけではないのだろうけれども、いたし方ないといふうな言い方になつてしまふのですね。これでいいのかと大臣に聞きました。いまではそ

うしたことで来ました。きょう審議をしておりま

すこの法案については、五十四年でなかつたら大

学の付属の病院はできないという予定になつてゐるというのですけれども、これでいいのですか。これをせひとも促進しなければいけないと私は言いたいのだけれども、大臣いかがですか。

○永井國務大臣 それは厚生省の病院に依存していられないということではないと思います。そうではなくて、やはり大学病院には特別な役割りというものがありますから、これを早くつくつていらなければならぬわけであります。そこで、現在は一種の移行期と申しましようか、そういうことになるわけですが、ただその場合、厚生省の病院だけに依存するのではなくて、その間においてはいろいろ関連した病院といふところの協力も得ながら進めていくといふことが実際的であります。また大学での教育研究を進めていく上にも一番妥当なのではないだろうか、このように考えます。そして一日も早く目標に到達する、つまり付属病院をつくるというところに持っていくべきであると考えております。

○有島委員 いまの大臣のお答えは何となく煮え

切らぬのですけれども、大学の付属病院ができるまでは、厚生省に頼るばかりではなしに適当な機関、町の病院なんかも含まれるということですね。それは主体的に文部省ないしは文部大臣としてお考へになつたことではなしに、それは大蔵省が言つてのことなんですね。そんなことであつて、それをそのままのみに、僕は永井文部大臣から聞こうとは思わないわけだ。そんなことは言わないので――そうおっしゃるならば、では、そういった付属病院以外の場所でもつて行われておるものでみんなが十分満足しておるのか。実態をちゃんと調査をなすった上でおっしゃるのならまだいいけれども、恐らくそんのは無責任だと思うのですね。だからこれは、いま大体の計画では、こういった四大学については五十一年度、二大学については五十二年度、滋賀が五十三年度、それで島根と富山が五十四年度、こんなふうなことになつているようだけれども、この大体の枠をひとつぶ

ち壊してもらって促進してもらいたい。いかがですか。

○井内政府委員 ただいま大臣からお答えいただいたとおり、この点については教育関連病院に設備の補助金も出し、若干の借料も出しまして、そことの連携を強化しながら、新しい医科大学、医学部を今後充実をしていく、このことは地域の医療機関と新設される医科大学、医学部との今後のことを考えましても、ある意味では積極策として私どもが考えておる点でございます。

それから、財政的な理由によつて医科大学、医学部等の付属病院の創設年度が遅いのではないか

という見方もあらうかと思ひますけれども、現に付属病院の創設事業を具体にやつてしまりますと、医科大学、医学部の付属病院を、ただいまのところ六百床のベッド数で教育関連病院を活用しながらやつてしまいる。そのため必要とされる看護婦を初め医療技術者の確保の問題でありますとか、そのことが該当地域の医療機関に与えますいいろいろな影響、諸調整でござりますとか、そういった問題等いろいろと問題が今日錯綜いたします。その意味で、医科大学あるいは医学部の付属病院を非常に質の高い、レベルの高い付属病院の創設が要求されておるわけでございまして、そのつくり方につきましては、ある意味では、医療技術者の確保の問題を初めいろいろな問題につきまして、やはり相当着実に、念入りにいろいろなことをやっていく必要があるであろう。

〔三塚委員長代理退席、藤波委員長代理着席〕

○有島委員 大学院長の率直なお気持ちだということでございますけれども、これは事務的には確かにそうであろうと思うのです。

それで、いまベッドの関係でございますが、これにつきましては少し経緯、事情が実はございまして、従前、昭和二十九年の大学設置審議会の決定によりまして、付属病院は四百五十床ということになりました。五十年度の入学定員は、四十九年、昨年に比

てございます。その意味では、確かに、医科大学あるいは医学部創設のときに付属病院ができるおつてしかるべきではないかという御意見もつともな御意見であり、そういう努力もしなければならぬかと思いますけれども、ただいま、旭川を始め医学校の創設等、相当数の付属病院をつくつてまいらなければならぬという、文部省としても十年余り経験したことがないことをやつておるわけありますけれども、その意味では大学付属病院が本来果たすべき機能を十分果たし得るようになります。

それから、ベッドの関係でございますが、これにつきましては少し経緯、事情が実はございまして、従前、昭和二十九年の大学設置審議会の決定によりまして、付属病院は四百五十床ということになりました。五十年度の入学定員は、四十九年、昨年に比

て、確かにそのとおりもつともなんだけれども、教育関連病院が十分に機能を果たすのは、付属病院が確定すれば一様にそれは機能を發揮しやすいわけです。それなしに、そつちから先につくつて、これも便法としてはしようがないんだけれども、実は、実際にはいまのはちょっと論理上おかしいところもあるわけなんです。ですから、確かに事務当局としては、精いっぱいのことをやっていらっしゃることは私も認めるけれども、文部大臣としてはさらに馬力をかけていただきたい、奮發をしていただきたい。それで、医学教育についての認識もうんと深めていただきたい、このようにお願いするわけですよ。

それで、いまベッドの話が出ましたけれども、現在ある大学付属病院も、実を言いますと、ベッド数が足りないわけです。それで、足りないのみならず大体機能しておるベッド数というのが七五%くらいですか。あとは、遊んでいると言つてはございません。これに対しても、なお稼働率が先ほど先生おっしゃいましたように、ベッドの

回転でございますが、現在八割を割つております。これにつきましては、国立大学の付属病院の個々を見ますと、稼働率が九五%近く、九割を超えておる付属病院と、それから稼働率が低い付属病院と、相當の差があるのでございます。その差はどこからくるかと申しますと、やはり看護婦その他医療技術者の確保が土地柄その他で確保しやすい地方と、それからそれが非常にいま窮屈しておる地帯と、そういうこともやはり非常に大きく影響いたしておるのじゃないかと思います。しかし私ども、国立大学の付属病院が国費をもってまかなかれておるということに安易に寄つかかって、やはり高度の医療機関としても機能しなければならないという面もあるわけでござりますし、その意味ではベッドの回転率を、大学付属病院全体としましては、一応八割は確保すべきだらうといふことを大学設置審議会なり関係者の方から言われておるわけでございまして、その意味では何とか意味ではベッドの回転率を、大学付属病院全体としましては、一応八割は確保すべきだらうといふことを大学設置審議会なり関係者の方から言られておるわけでございまして、その意味では何とか意味ではベッドの回転率を高めていかなければならぬ。かつては八割を超えた時代が大学付属病院もあつたのでございますが、この数年間の、特に大学付属病院にいろいろむずかしい問題等が発生したこと等もございまして、また看護婦の問題等がございまして現在七割台に落ち込んでおる。これを何とか八割に早くバックさせるように、この点は各国立大学の医学部付属病院に私ども十分に督励をしておられます。これは大学付属病院自体が工夫改善をしなければならぬものも私はあろうと思いますが、文部省において努力をしなければならぬところもある。最近、ベッド数をふやすべきだという意見等も、私どもできるだけフォローいたしまして、各大学付属病院に、私どものしなければならぬティーに富んでおりますが、それぞれの地域の事情等も、私どもできるだけフォローいたしまして、各大学付属病院によつて相当状況がバラエ

ぬことと、付属病院で努力してもらわなければならぬことと、両面から、この問題はどうしても改善を、これから早急に図つてまいらなければならぬ問題、かように考えております。

○有島委員 これは看護婦の確保ということが非常に陸路になつておる。ところが看護婦の資格を持つておるという方は意外に多いのでありますて、それが大学病院には勤めたがらない、そういった実態もあるわけなんです。これは先ほど、大学病院と普通の病院とどこが違うか。大学病院というのは、医療のほかに教育と研究とそれから地域医療の中心となつて、その連絡ですね。そういった機能を果たさなければならないというお話をございましたけれども、それがそのまま、看護婦さんもまたそういうお手伝いをしなければならないわけですね。普通の国立病院の看護婦さんと、それから大学病院の看護婦さんと比べてみると、仕事量といいますか、量も違うし、質も違うわけですね。そういうところの配慮というのがなければ、幾ら努力しても、一概に割りの合わない商売なんて、そんなことではないに、やっておることが違うのだ。たとえば、大学病院の古い看護婦さんは若いお医者さんよりも実際の医療がよほどいろいろできるわけですよ。年をとったお医者さんから教わる部分もすいぶんあるけれども、学生たちがそういった看護婦さんから教わっていく部分もかなりある。そういうような待遇の改善といいますか看護婦に対する配慮といいますか、そういうことをもう一遍考え方直さなくちゃいけないんじゃないのかといふうに私なんか聞いておりますけれども、いま大学局長が言われましたことはそのようなことを含んでいるのかいないのか、ちょっと聞いておきましょ。

○井内政府委員 ただいま大学付属病院と国立病院の比較をいたしましたときに国立大学の付属病院が研究、教育、診療の三つを担当するということと、医療技術者の観点から見ますとたとえばどういうところに特色が出てくるのかという点にもお触れになりましたので、その点で若干計数を申

たとえば国立大学の付属病院と一般の国立病院とを比較いたしまして非常に違いますのは、一つは手術をいたしますが、手術をしましたときにはやはり重度の障害に對しますする大型の手術をやりますと、三千点以上の保険点数ということに相なりますが、手術件数そのものが大学付属病院はやはり非常に多いのですが、これを百五十点から千点、千点から三千点、三千点以上という段階別に見てみると、国立大学付属病院の三千点以上の手術件数が非常に多いのでござります。

さらに剖検率といいますか、当該病院で亡くなられた方を解剖する剖検のバー・ゼン・ページは、これは研究、教育という面がございまして、一般の病院は一〇%以下が多いのですが、これは群馬大学の具体例で申しますとやはり六〇%を超えるという状況に相なります。重度の患者さんに対しましては、たとえば看護婦の配置、看護単位という言葉を用いておりますが、高密度の看護単位の個所が大学付属病院は非常に多いという点は、これはどうしても他の病院と比較しましたときの大学付属病院の一つの特色かと思います。その辺に対しましては、看護婦の定員配置という点等につきましては、今年度も若干の配慮をいたしておりますが、今後ベッド当たり平均看護婦何人、むしろ看護婦の数とベッド総数との比率だけで看護婦の数をカウントするわけにいかない。R-Iの関係でござりますとかただいま申しました中央手術部の関係でござりますとか、さらに看護婦等が、医療技術者が学生の研究、教育の補助者という側面も出てまいります。看護婦が何人という考え方方が非常に強うございまして、そういう点等を少し今後具体的に検討をして、幾年前やもしもしますと一定のベッド数に対して看護婦が何人という考え方方が非常に強うございましたが、いま申しましたように高密度の看護単位が何ヵ所この大学付属病院には必要であるかということを測定しながら、そこに對するある意味ではプラスの看護婦の配置といいますか、それをやりませんと、大学付属病院はみずからそういうところにどうしても看護婦を寄せていかなければなりません

ませんので、全般に手薄になるということ等に相なつておるようでございます。ただいま先生からも御指摘をいただきましたが、医療技術者等の定員配置につきまして、付属病院が本来担うべき使命、今日付属病院が努力しておる実態に即応しながらの定員配置とかそういうことを今後^{屬努}力しなければならない、かようになっております。
○有島委員 そういうわけで、今度千葉大学であります看護学部の設置というの私は大変評価すべきであろうというふうに思つておりますけれども、ここ卒業生が将来うんと活躍してくださるようにならなければならぬ。それをしかるべき待遇をしなければならない。そういったことをきょうのこれ簡単な法律でござりますけれども重々考えていただかない、このアフターケアが何にもできない。せつからく法律を通して死んでしまうのぢやないかという危惧を私は非常に持つわけです。
そこで今度、そのかなめになる千葉大学の問題でございますけれども、まずさつきの定員から申しますと、今まで百名だったのが百二十名に今度はふえるのです。それでベッドからいきますと八百三十五床あるそうですがれども、これはどのぐらいにふやすのか。これはおそらく千以上ふやさなければならないということになるのですね。
確かに全国的にあつてもこつともみんなやらなければならぬけれども、一番かなめになつてこれから種になるような部分でござりますから、そこだけは本当に早くやらなければならないのじやないかといふように私は考えるけれども、いかがでございましょう。
○井内政府委員 千葉大学に看護学部創設ということでいまいろいろな諸準備を進めておるわけでありますが、ちょうど千葉大学の付属病院が全面改築の時期に入りました、ただいま工事を取り進めております。千葉市の亥鼻にあります千葉大学の付属病院、同じキャンパスではございますが、最近の医療のいろいろな状況並びに医療技術者の養成をするための研修病院といいますか、そういうた性

格も十分勘案いたしました付属病院の全体計画を設定しまして、いまちょうど工事中でございます。病院の整備とも相ましまして、看護学部が十分に機能するように私ども努力をしてまいりました。

なお、看護学部の創設に伴いまして、千葉大学の付属病院のベッド数をそれに伴って何床ふやすということはただいまのところ考えておりません。今までの千葉大学付属病院の病床の、たとえば從前はどうしても各診療科別に分散しておりましたベッドを全般的な研究、教育、診療にぐあいのいいように配置し直すとかそういうあらゆる工夫をこらしましていま付属病院の建設等を行っておりますので、それをもって対処してまいりたい、かのように考えております。

○有島委員 そうすると、千葉大学についてはベッド数をふやすということは計画にないということですね。看護学部だけがあえるということになりますね。それから医学部はそのほかに百二十名にふえた、二十名ふえた、そんなふうなことになつておりますね。

それからもう一つ聞いておきたいのは、基準面積ということが昔の基準面積でもつていいのかどうかという問題もあるうかと思うのです。昔の基準でもつていてそれでもつて積算をしているんだろうと思うのですけれども、そういうもの、これはいま余り専門的な話ばかりになつてしまふからこそでは別に突っ込みませんけれども、とにかくこれが一番かなめのところなんだから、それは十分にやつてもらいたい。それでないと後が続かなくなることがあると思うのですね。いまの局長の答えだけでも、ちょっとぼくは不審がまだ残つております。

それから看護学ということなんだけれども、この看護学ということについての先生が本当にいるかどうかという問題なんですね、新しい学でござりますから。それで、看護学といふのを教える教員の資格というのはどうなつておるのか、この資

格者が潜在的にはどのぐらいいるのか、そういうこともお調べになつてあるんだどうから聞いておきましょう。

○井内政府委員 国立大学で看護学部を千葉に本格的には最初につくるわけでございまして、この講座の編成の仕方、大体何講座ぐらいでいくかとえれば從前はどうしても各診療科別に分散しておりましたベッドを全般的な研究、教育、診療にぐあいのいいように配置し直すとかそういうあらゆる工夫をこらしましていま付属病院の建設等を行っておりますので、それをもって対処してまいりたい、かのように考えております。

○有島委員 そうすると、千葉大学についてはベッド数をふやすということは計画にないということですね。看護学部だけがあえるということになりますね。それから医学部はそのほかに百二十名にふえた、二十名ふえた、そんなふうなことになつておりますね。

基準面積

これに対しまする教官の確保、供給を一体どうするかという問題につきましては、学部の設置と臨床系を七講座、一応考えておるわけでございまます。それは基礎看護学から母性看護学までに至りまする臨床系の講座、それから機能代謝学、病態学、基礎保健学等の基礎系の講座等で十講座ということでござります。

○有島委員 大臣に、今までの話の中で、こう

いうふうにつくるけれども、特に要所要所につきましては今までの文部省の基準以下に、何か理由をくつづけてそれ以下にするというようなことがありますね。看護学部創設準備室が中心となりまして、いろいろな範囲に公募をいたしまして教官の設定をいたしましたのでござります。

ただいま、大学の設置審議会で了承を得ました

○永井国務大臣 先ほどからのお話を伺つておりまして、私にとってきわめて有益でありました。

私は、京都大学では教員の養成、それから東京工業大学ではエンジニアの養成といふものに関係があつたのですが、一般に、わが国の専門家の養成のときには、トータルで二十名の教授あるいは助教授あるいは講師が必要とするということをございましたが、千葉大学の看護学部におきましては、看護系教官として十二名、医系教官八名。それで、看護系教官十二名の今まで勤務しておられましたところを見ますと、千葉大学の関係で三名、その他他の関係が九名。その他の関係は、今まで勤務しておられました場所は全国に分かれておりま

す。それから医系教官の方八名のうち、千葉大学

関係が六名、その他が二名でございます。

なお、一応看護系教官の方の千葉大学以外からお見えたなられた方の今まで勤務しておられた場所をちょっと御参考に申し上げますと、東京女子医大の看護短大から来られた方、国立公衆衛生院、弘前大学の教育学部で、これは高等学校の看護科の教官を養成する特設課程がございますが、

ございます。

○有島委員 大臣のお答えでござりますけれども、私は本当にこんなことは素人で、耳学問であります。それは基礎看護学から母性看護学までに至りまする臨床系の講座、それから機能代謝学、病態学、基礎保健学等の基礎系の講座等で十講座といふことでござります。

○有島委員 大臣に、今までの話の中で、こう

いうふうにつくるけれども、特に要所要所につきましては今までの文部省の基準以下に、何か理由をくつづけてそれ以下にするというようなことがありますね。看護学部創設準備室が中心となりまして、いろいろな範囲に公募をいたしまして教官の設定をいたしましたのでござります。

ただいま、大学の設置審議会で了承を得ました

○永井国務大臣 先ほどからのお話を伺つておりまして、私にとってきわめて有益でありました。

私は、京都大学では教員の養成、それから東京工業大学ではエンジニアの養成といふものに関係があつたのですが、一般に、わが国の専門家の養成のときには、トータルで二十名の教授あるいは助教授あるいは講師が必要とするということをございましたが、千葉大学の看護学部におきましては、看護系教官として十二名、医系教官八名。それで、看護系教官十二名の今まで勤務しておられましたところを見ますと、千葉大学の関係で三名、そ

の他の関係が九名。その他の関係は、今まで勤務しておられました場所は全国に分かれておりま

す。それから医系教官の方八名のうち、千葉大学

関係が六名、その他が二名でございます。

これとしては今後事態の推移を注意深く見守りまし

て、そして十分調査を重ねていくといふことが一つ大事だと思います。そしてその場合に、やはり目標としたしますものは基準を守ることであります。そのことのために、もちろん全力を挙げていく。しかし、その全力を挙げる過程において、どういうところに特に気を配るべきかといふことを調査過程で一層注意して進んでいきたいと考えております。

○有島委員 大臣のお答えでござりますけれども、私は本当にこんなことは素人で、耳学問であります。それは基礎看護学から母性看護学までに至りまする臨床系の講座、それから機能代謝学、病態学、基礎保健学等の基礎系の講座等で十講座といふことでござります。

○有島委員 大臣に、今までの話の中で、こう

いうふうにつくるけれども、特に要所要所につきましては今までの文部省の基準以下に、何か理由をくつづけてそれ以下にするというようなことがありますね。看護学部創設準備室が中心となりまして、いろいろな範囲に公募をいたしまして教官の設定をいたしましたのでござります。

ただいま、大学の設置審議会で了承を得ました

○永井国務大臣 先ほどからのお話を伺つておりまして、私にとってきわめて有益でありました。

私は、京都大学では教員の養成、それから東京工業大学ではエンジニアの養成といふものに関係があつたのですが、一般に、わが国の専門家の養成のときには、トータルで二十名の教授あるいは助教授あるいは講師が必要とするということをございましたが、千葉大学の看護学部におきましては、看護系教官として十二名、医系教官八名。それで、看護系教官十二名の今まで勤務しておられましたところを見ますと、千葉大学の関係で三名、そ

の他の関係が九名。その他の関係は、今まで勤務しておられました場所は全国に分かれておりま

す。それから医系教官の方八名のうち、千葉大学

関係が六名、その他が二名でございます。

これとしては今後事態の推移を注意深く見守りまし

て、そして十分調査を重ねていくといふことが一つ大事だと思います。そしてその場合に、やはり目標としたしますものは基準を守ることであります。そのことのために、もちろん全力を挙げていく。しかし、その全力を挙げる過程において、どういうところに特に気を配るべきかといふことを調査過程で一層注意して進んでいきたいと考えております。

○有島委員 大臣のお答えでござりますけれども、私は本当にこんなことは素人で、耳学問であります。それは基礎看護学から母性看護学までに至りまする臨床系の講座、それから機能代謝学、病態学、基礎保健学等の基礎系の講座等で十講座といふことでござります。

○有島委員 大臣に、今までの話の中で、こう

いうふうにつくるけれども、特に要所要所につきましては今までの文部省の基準以下に、何か理由をくつづけてそれ以下にするというようなことがありますね。看護学部創設準備室が中心となりまして、いろいろな範囲に公募をいたしまして教官の設定をいたしましたのでござります。

ただいま、大学の設置審議会で了承を得ました

○永井国務大臣 先ほどからのお話を伺つておりまして、私にとってきわめて有益でありました。

私は、京都大学では教員の養成、それから東京工業大学ではエンジニアの養成といふものに関係があつたのですが、一般に、わが国の専門家の養成のときには、トータルで二十名の教授あるいは助教授あるいは講師が必要とするということをございましたが、千葉大学の看護学部におきましては、看護系教官として十二名、医系教官八名。それで、看護系教官十二名の今まで勤務しておられましたところを見ますと、千葉大学の関係で三名、そ

の他の関係が九名。その他の関係は、今まで勤務しておられました場所は全国に分かれておりま

す。それから医系教官の方八名のうち、千葉大学

関係が六名、その他が二名でございます。

これとしては今後事態の推移を注意深く見守りまし

沿っているのではないかといふふうに考えたいのですけれども、見当違いでしようが、どうですか。

○永井國務大臣 私は素人でござりますから、素人が誤ったことを言うといけないということを注意しつつ、また、いま申し上げるようなことが仮に誤りを含んでいる場合には撤回しなければならないという前提の上でお話し申し上げます。

西田委員 へ、うつよ。つづきだす、聞きなさい。

先ほど申しました伝統の創造的繼承ということを具体的に考えていく場合に、人間の問題をどうするか、特に人間というものを全体的に把握して、これを部分に解消せしめることをもっては人間はつかめない、そういうふうな考え方というものがわが国の和漢医学の中にもあり、それがやはりもう一度西洋医学と接触をしながら繼承される、そういうものとしてこれから役割りを果たすのではないかだろうか、私自身はそのように認識いたしております。

とはいわゆる科学というものを日本に教えた、そしてまた日本人がきわめて敏感に科学に反応したということ、これは明治維新よりずっとさかのぼりますけれども、それが何よりも、東洋医学といふよりも西洋化の方に向かって、過去およそ二百年でございますが、その勢いが非常に進んできた重要な理由ではないかと考えております。

○有島委員 今後の問題でございますけれども、現行の制度そのものが西洋医学を基本にしてつくられているわけでございますね。それで西洋医学のさつきおっしゃつたような分析的な方向といふものもすでに内蔵したそのような制度的なものになってしまつておる。ですから、いまの一般のお医者さんに伺つてみても、昔内科だったならば私は

試みとしてあるように理解しております。そうい
たしますと、恐らくわが国の医学もそうでありま
しょうし、その他の学問におきましても、そうい
う総合と分析という角度をどういうふうに制度に
生かすかというのは今後重要な問題の一つになる
かと思います。非常に重要な御指摘であるかと思
いますが、しかし、これは観念的に考えていて
も、それはかえって実際と結びつきませんから、
恐らく医学あるいは薬学などの場合におきまして
も、その部門で御専門の先生方が今後の学問のあ
り方に基づいていろいろの制度といふものをお考え
になつていかれるのだろうと思います。文部省は
そういう専門の先生方が御自分の領域において考
えられて、そして学問的にも非常に十分な根拠を
持っているというようななもの、そういう御提案が
出てくるというのに対応して、今後の問題を考え
いくべきであると考えております。

かむとその治療に当たるという点では大きな業績を上げたと思います。ところが、西洋医学の方でも第二次大戦以後精神身体医学といいうようなものが非常に発達してまいりまして、たとえばストレスというようなものが持つてある身体的影響についてだんだん研究が進んできて、そういう学者というものの業績が非常に重要視されるようになります。

それからもう一つは、東洋医学と西洋医学の基本的な態度の違いといふか、そういうようなことについても御見解を承りましたけれども、いままで東洋医学がどうして軽視されておったのか、今度は創造的な発展をしていくといいますか、連帶を深めていかなければならぬけれども、そこにはまた大きな隘路が横たわるのではないかと思うのです。それは、今までどうして軽視されておったんだとお思いになりますか。

○永井國務大臣 これはなかなかむずかしい問題でござりますが、事実に即して申しますと、オラ

何でもわかったのだけれども、いまはもうわかりません、若い方々が非常に細分化してしまってと、いうようなことを言われますね。その制度そのものがそなんだから、いま富山大学で行われているのは、あれは医薬部門に限られたものであると思うのです。診療部門ないしはさらに研究のメトードであるとか、そういったことになってまいりますと、現行の制度からみ出る部分の方が多くて、制度に乗っけていくのだという方向にしたならばそれは排除されてしまって、せっかくのお恵みはできないのではないか、そういう危惧が私はあると思うのですけれども、そういう点はいかがですか。

○永井国務大臣 私が理解しておりますのは、西洋の病院におきましても最近新しい実験が行われるところでは、今までのよう病人の方が何々科のどういう個別の先生に診ていただきたといふやり方だけでは不適当ではないか、そこで全体診療という部門があつて、全体診療という

何でもわかったのだけれども、いまはもうわかりません、若い方々が非常に細分化してしまってと、いうようなことを言われますね。その制度そのものがそうなんだから、いま富山大学で行われているのは、あれは医薬部門に限られたものであると思うのです。診療部門ないしはさらに研究のメトードであるとか、そういうことになつてまいりますと、現行の制度からはみ出る部分の方が多くて、制度に乗っかけていくのだという方向にしたならばそれは排除されてしまつて、せつかくのお志はできないのではないか、そういう危惧が私はあると思うのですけれども、そういう点はいかがですか。

○永井国務大臣 私が理解しておりますのでは、西洋の病院におきましても最近新しい実験が行われておるところでは、いままでのよう病人の方々が何々科のどういう個別の先生に診ていただきたいというやり方だけではなく不適当ではないか、そこで全体診療という部門があつて、全体診療という部門のところと個別のところに分けていく、つまり初めから個別に分けてしまうと、かえつて人間を治すということに間違いが起つるというような実験が行われているということを聞いておりますから、西洋自身にもそういう変化が起つておる。まだ大きなものではないかもしませんが、

持っているというようなもの、そういう御提案が出てくるというのに対応して、今後の問題を考えしていくべきであると考えております。

○有島委員 この場で大臣と私で素人談議をやつしていくも本当に始まらないのでありますて、東西医学の対話の場を設けてあげるというようなお考えはありませんか。それは勝手にやらせておけばどうなるだらうというお話をちょっといまのは聞こえるけれども、そういう今後の医学についてかなり長期的でもしようがないから、これはそういった場を積極的にお設けになるお考えがあるになるかどうか。

○永井国務大臣 非常に重要な御提案でございますから、これは和漢薬の研究所の方々などとも相談して、私もよく勉強して、大学局長とともに勉強いたしまして考えるという問題についていただきたいと思います。それをいま直ちにやりましたようと言うのには、私自身いささか素人であり過ぎるという感を持ちますので、もう少し勉強して考えてなければいけないと思っております。

○有島委員 余り逃げ腰にならないで、せっかくこういたりばな所信表明がおありになり、たまたまこういった国立学校一部改正の法律が出て、将来のことは非常にむづかしい。それから金と人と言われる中の人の中には、東洋医学とい

概念は入っていないわけですね。もう一つはみ出した問題点があるのでなかろうかと最後に申し上げたかったわけです。ですから、私は積極的にぜひやつていただきたい。

○永井国務大臣 逃げ腰で勉強するというのではないのでございまして、前向きに勉強いたしました。これは本当に重要な問題だと思いますから、積極的によく考えて、そして実行すべきものであれば実行するというふうにいたしたいと思います。

○有島委員

期待いたしまして、終わります。

○藤波委員長代理 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○藤波委員長代理 これより討論に入るのでもちに採決いたします。

國立学校設置法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○藤波委員長代理 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○藤波委員長代理 次に、ただいま議決いたしました本案に対し、三塚博君外四名より、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社五党共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、提出者より趣旨の説明を求めます。三塚博君。

○三塚委員 私は、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党を代表いたしまして、國立学校設置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案を御説明申し上げます。

○藤波委員長代理 国立学校設置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案（案）

政府は、分子科学研究所等国立大学共同利用機関の運用にあたっては、その設置の趣旨にかんがみ、国立大学教員に加えて、公・私立大学教員等の研究者が一層現状より容易に共同利用できるよう特段の配慮を加えるべきである。

右決議する。

以上でございます。

本附帯決議案の趣旨につきましては、本案の審査に際し十分御承知のことと存じますので、案文の朗読をもつて趣旨説明にかえさせていただきます。

○藤波委員長代理 何とぞ、御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

○藤波委員長代理 これにて趣旨の説明は終わりました。

これより採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○藤波委員長代理 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

○永井国務大臣 この際、本附帯決議に対し政府の所見を求めます。永井文部大臣。

○永井国務大臣 ただいまの御決議につきましては、その御趣旨を体して十分配慮いたしたいと存じております。

○藤波委員長代理 なお、ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じます

が、御異議ありませんか。

○藤波委員長代理 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○藤波委員長代理 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○藤波委員長代理 内閣提出、学校教育法の一部を改正する法律案及び昭和四十四年度以後における

る私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案の両案を議題とし、順次提案理由の説明を聽取いたします。永井文部大臣。

学校教育法の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

る私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案の両案を議題とし、順次提案理由の説明を聽取いたします。永井文部大臣。

第二は、後期三年のみの博士課程の研究科の設置を可能とすることあります。

現在、大学院の入学資格は学部卒業とされており、研究科はいずれも学部卒業段階に接続するものとされているところであります。しかしながら、修士課程修了者を入学させ、もっぱら博士課程の後期課程の研究指導を行なうことが大学間の交流や特定分野の研究者の養成等に資する場合があると考えられますので、このような研究科を設置することが可能となるよう、教育研究上必要がある場合においては、当該研究科に係る入学資格を修士の学位を有する者とすることができる

○永井国務大臣 このたび政府から提出いたしました学校教育法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申しあげます。

○永井国務大臣 この際、本附帯決議に対し政府の所見を求める背景として、近年高等教育の拡充、学術研究の高度化等の要請が高まっておりますが、このような状況のもとで、すぐれた教育・研究者の養成と高度の専門性を備えた職業人の養成とを図るために、大学院の整備充実が重要な課題となっているところであります。

○永井国務大臣 このような観点から、文部省では、昭和四十九年三月に行われた大学設置審議会の答申を受け、同年六月、大学院設置基準の制定等を行なったところであります。が、同答申中独立大学院制度の創設等法律の改正を要する重要な事項が残されておりますので、このたび、これらの事項を中心とした大学院制度の一層の整備を図るため、この法律案を提出いたしたものであります。

○永井国務大臣 次に、大学院の研究科の設置廃止を認可事項とされたことについてあります。

○永井国務大臣 現在は、大学院の設置廃止が認可事項とされていますが、研究科が学部にのみ依存することな

く、独自に組織編成できるようにされたことともあります。

第一は、大学院の研究科の設置廃止を認可事項

とすることであります。

現在は、大学院の設置廃止が認可事項とされております。

○永井国務大臣 が、今後大学院の重要性がますます増大することにかんがみ、大学院の名称についても、同様にその保護を行おうとするものであります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由及びその内容の概要であります。何とぞ十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願いいた

このたび政府から提出いたしました昭和四十四

年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

私立学校教職員共済組合は、昭和二十九年一月に、私立学校の教職員の福利厚生を図る目的のもとに、私立学校教職員共済組合法により設立されたものであります。それ以後、本共済組合が行う給付については、国公立学校の教職員に対する給付の水準と均衡を保つことをたてまえとし、逐次改善が進められ、現在に至っております。

今回は、昭和四十九年度に引き続き、国公立学校の教職員の年金の額の改定に準じて、私立学校教職員共済組合法の規定による既裁定年金の額の改定等を行なうため、この法律案を提出することといたしたのであります。

次に、この法律案の概要について申し上げま

す。

最後に、この法律の施行日につきましては、他の共済制度の例にならって、昭和五十年八月一日といたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容の概要であります。

なお、私立学校教職員共済組合法は、給付関係の規定については、国家公務員共済組合法の関係規則を準用することといたしますので昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等から年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案が成立いたしますと、廃疾年金受給権の消滅時期の延長につきまして、私立学校教職員共済組合の給付についても同様に措置されることになりますので申し添えます。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○藤波委員長代理 これにて両案の提案理由の説明は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることといたしま

す。

次回は、来る四月十六日開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時十五分散会

る。

第六十八条の二を第六十八条の三とし、第六十一条の次に次の二条を加える。

第六十八条の二 教育研究上特別の必要がある場合においては、当該学校法人は、できる限り速やかに、寄附行為をもつて定めなければならない。この場合においては、寄附行為の変更につき、所轄庁の認可を受けることを要しない。

第八十三条第二項中「学校の名称」の下に「又は大学院の名称」を加える。

第一百八条の二中「第六十八条の二」を「第六十八条の三」に改める。

八条の三に改める。

八条の三に改める。

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（名称についての経過措置）

2 この法律の施行の際に大学院という名称を用いている各種学校その他学校教育法第一条に掲げるものの以外の教育施設は、改正後の同法第八十三条第二項の規定にかかるわらず、この法律の施行の日から一年間は、なお従前の名称を用いることができる。

（教育公務員特例法の一部改正）

3 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第一号から第三号まで及び第五号中「一個の学部を置く大学」の下に「又は二つの大学」を加える。

（私立学校法の一部改正）

4 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「及び大学院」を「大学院及び大学院の研究科」に改める。

第六十七条に次のただし書きを加える。

ただし、研究科の教育研究上必要がある場合においては、当該研究科に係る入学資格を修

士の学位を有する者又は監督官の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とすることができる。

第六十八条中「博士」の下に「修士」を加え

「大学院の研究科」を加える。

第五十九条第十項第二号中「若しくは大学院の研究科」を削る。

（私立学校法の一部改正に伴う経過措置）

この法律の施行の際学校法人の設置する大学院に現に置かれている研究科の名称については、当該学校法人は、できる限り速やかに、寄附行為をもつて定めなければならない。この場合においては、寄附行為の変更につき、所轄庁の認可を受けることを要しない。

第六十条の二 教育研究上特別の必要がある場合においては、第五十三条の規定にかかるわらず、学部を置くことなく大学院を置くものを大学とすることができる。

第七十条の九中「第六十八条の二」を「第六十一条の二」に改める。

第六十二条中「学校の名称」の下に「又は大学院の名称」を加える。

第六十三条第二項中「第六十八条の二」を「第六十八条の三」に改める。

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（名称についての経過措置）

2 この法律の施行の際に大学院という名称を用いている各種学校その他学校教育法第一条に掲げるものの以外の教育施設は、改正後の同法第八十三条第二項の規定にかかるわらず、この法律の施行の日から一年間は、なお従前の名称を用いることができる。

（教育公務員特例法の一部改正）

3 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第一号から第三号まで及び第五号中「一個の学部を置く大学」の下に「又は二つの大学」を加える。

（私立学校法の一部改正）

4 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「及び大学院」を「大学院及び大学院の研究科」に改める。

第六十七条に次のただし書きを加える。

ただし、研究科の教育研究上必要がある場合においては、当該研究科に係る入学資格を修

士の学位を有する者又は監督官の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とすることができる。

第六十八条中「博士」の下に「修士」を加え

「大学院の研究科」を加える。

第五十九条第十項第二号中「若しくは大学院の研究科」を削る。

（私立学校法の一部改正に伴う経過措置）

この法律の施行の際学校法人の設置する大学院に現に置かれている研究科の名称については、当該学校法人は、できる限り速やかに、寄附行為をもつて定めなければならない。この場合においては、寄附行為の変更につき、所轄庁の認可を受けることを要しない。

第六十条の二 教育研究上特別の必要がある場合においては、第五十三条の規定にかかるわらず、学部を置くことなく大学院を置くものを大学とすることができる。

第七十条の九中「第六十八条の二」を「第六十一条の二」に改める。

第六十二条中「学校の名称」の下に「又は大学院の名称」を加える。

第六十三条第二項中「第六十八条の二」を「第六十八条の三」に改める。

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（名称についての経過措置）

2 この法律の施行の際に大学院という名称を用いている各種学校その他学校教育法第一条に掲げるものの以外の教育施設は、改正後の同法第八十三条第二項の規定にかかるわらず、この法律の施行の日から一年間は、なお従前の名称を用いることができる。

（教育公務員特例法の一部改正）

3 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第一号から第三号まで及び第五号中「一個の学部を置く大学」の下に「又は二つの大学」を加える。

（私立学校法の一部改正）

4 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「及び大学院」を「大学院及び大学院の研究科」に改める。

第六十七条に次のただし書きを加える。

ただし、研究科の教育研究上必要がある場合においては、当該研究科に係る入学資格を修

士の学位を有する者又は監督官の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とすることができる。

第六十八条中「博士」の下に「修士」を加え

す。

最後に、この法律の施行日につきましては、他

の共済制度の例にならって、昭和五十年八月一日といたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容の概要であります。

なお、私立学校教職員共済組合法は、給付関係の規定については、国家公務員共済組合法の関係規則を準用することといたしますので昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等から年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案が成立いたしますと、廃疾年金受給権の消滅時期の延長につきまして、私立学校教職員共済組合の給付についても同様に措置されることになりますので申し添えます。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○藤波委員長代理 これにて両案の提案理由の説明は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることといたしま

す。

次回は、来る四月十六日開会することとし、本

日は、これにて散会いたします。

午後四時十五分散会

る。

第六十八条の二を第六十八条の三とし、第六十

一条の次に次の二条を加える。

第六十八条の二 教育研究上特別の必要があ

る場合においては、当該学校法人は、できる限り速やかに、寄

附行為をもつて定めなければならない。この場

合においては、寄附行為の変更につき、所轄庁

の認可を受けることを要しない。

第八十三条第二項中「学校の名称」の下に「又

は大学院の名称」を加える。

第一百八条の二中「第六十八条の二」を「第六

十八条の三」に改める。

八条の三に改める。

八条の三に改める。

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超

えない範囲内において政令で定める日から施

行する。

（名称についての経過措置）

2 この法律の施行の際に大学院という名称を用いている各種学校その他学校教育法第一条に掲げるものの以外の教育施設は、改正後の同法第八十三条第二項の規定にかかるわらず、この法律の施行の日から一年間は、なお従前の名称を用いることができる。

（教育公務員特例法の一部改正）

3 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第一号から第三号まで及び第五号中「一個の学部を置く大学」の下に「又は二つの大学」を加える。

（私立学校法の一部改正）

4 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「及び大学院」を「大学院及び大学院の研究科」に改める。

第六十七条に次のただし書きを加える。

ただし、研究科の教育研究上必要がある場合

においては、当該研究科に係る入学資格を修

士の学位を有する者又は監督官の定めるところ

により、これと同等以上の学力があると認めら

れた者とすることができる。

第六十八条中「博士」の下に「修士」を加え

す。

第三に、標準給与の月額の上限を国公立学校の教職員の掛金等の算定の基礎となる限度額の引き上げに準じ二十四万五千円から三十一万円に引き上げるとともに、下限についても三万九千円から五万二千円に引き上げることとしたとしておりま

す。

第一類第六号 文教委員会議録第六号 昭和五十年三月二十六日

| | |
|----------|----------|
| 一〇一、二〇〇円 | 三六八、三〇〇円 |
| 一一五、〇〇〇円 | 四一八、五〇〇円 |
| 一二九、六〇〇円 | 四七一、六〇〇円 |
| 一五〇、〇〇〇円 | 五四五、九〇〇円 |

別表第一の九（第三条の七関係）

| 改定前の年金額 | 改定年金額 |
|-----------|----------|
| 六〇、〇〇〇円から | 三一五、〇〇〇円 |
| 八三、五〇〇円 | 三一六、〇〇〇円 |
| 八五、〇〇〇円 | 三一一、七〇〇円 |
| 八八、二〇〇円 | 三三三、八〇〇円 |
| 一〇一、一〇〇円 | 三八三、〇〇〇円 |
| 一一五、〇〇〇円 | 四三五、三〇〇円 |
| 一二九、六〇〇円 | 四五〇、五〇〇円 |
| 一五〇、〇〇〇円 | 五六七、八〇〇円 |

別表第三中「別表第三」を**別表第三**（第一
条の四、第二条の四関係」に改める。
別表第四中「別表第四」を**別表第四**（第一
条の六、第二条の六、第二条の七、第五条の三
関係」に改め、同表の次に次の一表を加える。
別表第五（第一条の七、第二条の七、第五条の
三関係）

| 退職の日の区分 | 率 |
|----------------|-------|
| 昭和二十九年一月一日から | 一・三八一 |
| 昭和三十五年三月三十一日まで | 一・三五〇 |
| 昭和三十六年三月三十日から | 一・三五五 |
| 昭和三十七年三月三十一日まで | 一・三四四 |
| 昭和三十八年三月三十日まで | 一・三四一 |
| 昭和三十八年四月一日から | 一・三四五 |
| 昭和三十九年三月三十一日まで | 一・三三八 |
| 昭和三十九年三月三十一日から | 一・三二九 |
| 昭和四十年三月三十一日まで | 一・三二〇 |
| 昭和四十年四月一日から | 一・三一五 |
| 昭和四十一年三月三十一日まで | 一・三一八 |
| 昭和四十二年三月三十一日から | 一・三一五 |
| 昭和四十三年三月三十一日まで | 一・三一八 |
| 昭和四十四年三月三十一日から | 一・三一五 |
| 昭和四十五年三月三十一日まで | 一・三一〇 |
| 昭和四十四年四月一日から | 一・三一〇 |

第二条 私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改
正する。

| | | |
|-----|---------|---------------------|
| 第一級 | 三九、〇〇〇円 | 四〇、五〇〇円未満 |
| 第二級 | 四二、〇〇〇円 | 四〇、五〇〇円以上 四三、五〇〇円未満 |
| 第三級 | 四五、〇〇〇円 | 四三、五〇〇円以上 四六、五〇〇円未満 |
| 第四級 | 四八、〇〇〇円 | 四六、五〇〇円以上 五〇、〇〇〇円未満 |
| 第五級 | 五一、〇〇〇円 | 五〇、〇〇〇円以上 五四、〇〇〇円未満 |

| | | |
|-----|---------|-----------|
| 第一級 | 五二、〇〇〇円 | 五四、〇〇〇円未満 |
| 第二級 | 五三、〇〇〇円 | 五五、〇〇〇円未満 |

(私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)
第三条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百四十号)の一部を次のように改正する。
附則第八項第一号中「二百九十四万円」を「三百七十二万円」に、「七十歳以上の者にあつては、これに三分の一」を「七十歳以上八十九歳未満の者にあつては九十分の一に三分の一を、八十歳以上の者にあつては九十分の一に三分の一(その超える年数が十年を超える場合におけるその十年を超える部分の年数については、三百分の一)」に改め、同項第二号中「二・

第三条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改 る法律の一部改正

第四条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号）の

八一四」を「三・六三九」に、「一万千三百円」を「一万四千六百円」に改める。

上卷

一九五、〇〇〇円以上 三〇五、〇〇〇円未満

二八五、〇〇〇円以上 二九五、〇〇〇円未満

一七五、〇〇〇円以上 二八五、〇〇〇円未満

二六五、〇〇〇円以上 二七五、〇〇〇円未満

一五五、〇〇〇正未滿

| | |
|-----------|-----------|
| 三五、〇〇〇円以上 | 四五、〇〇〇円未満 |
|-----------|-----------|

上級正規未満

三七、五百〇四上

二三五、〇〇〇円以上 二三七、五〇〇円未満

第二十五級」に、「第三十級」を「第二十六級」に、

「第十四級」に「第十九級」を「第十五級」、「第十七級」に「第二十二級」を「第十八級」

級」を「第十一級」に、「第十六級」を「第十二級」
「第一四級」、「第一九級」、「第二五級」

「第四級」に、「第九級」を「第五級」に、「第十級」
「第十二級」を「第八級」に、「第十三級」を「第九

文教委員会議録第四号中正誤

| | |
|----------------|----------|
| ハシ 段 行 誤 | 踏まえ 正 |
| ハ 三 二 跡まえ | 踏まえ |
| ハ 三 六 解決しない私は | は解決しないと私 |
| ハ 三 末 三 伺わせて | 伺わせて |
| 二 三 一 と引き揚げ者の中 | 引き揚げ者の中 |
| 四 一 元 従型の | 従来型の |